

第2回議員政治倫理条例策定特別委員会小委員会会議録

- 1 開会日時 令和2年2月5日(水)午後1時1分
- 2 閉会日時 令和2年2月5日(水)午後3時30分
- 3 会議場所 議会協議会室
- 4 出席小委員
1番 永徳 省二君 3番 佐藤 武君 7番 大口 浩志君
8番 治徳 義明君 13番 福木 京子君 15番 岡崎 達義君
- 5 欠席小委員
なし
- 6 事務局職員出席者
議会事務局長 元宗 昭二君 副 参 事 社 清仁君
- 7 協議事項 1) 条例案の検討
2) その他
- 8 議事内容 別紙のとおり

午後1時1分 開会

○小委員長（佐藤 武君） それでは、第2回の議員政治倫理条例策定特別委員会の小委員会を開会します。

福木委員は、おって出席していただけたと思います。

ということで、前回に引き続きまして、それぞれの条例の項目について審査をお願いしたいと思います。

まず、本日前文が大口委員のほうから提出されました。ありがとうございます。

前文からもう具体的に入っていきたいなと思っておりますが、いかがですかね。

○副小委員長（岡崎達義君） はい、よろしいです。

○小委員長（佐藤 武君） まず、前文ということで、事務局、社さんのほうが新しく資料として木更津の倫理条例、これ右側、左側にこれから案をつくっていかうということで資料をつくっていただきました。ありがとうございます。

それで、前文として議員は公職としての高い倫理観と良識を持ち、品位を保持し、識見を養うよう努めるものとする。ここに、議員と市民との信頼関係を築く礎として、議会の総意をもって赤磐市議会議員政治倫理条例を制定するというので案を出していただきました。

これについて、御意見があればお願いしたいんですが。

○副小委員長（岡崎達義君） はい。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） 簡単明瞭で、実にすっきりしていいと思います。

○小委員（大口浩志君） 「てにをは」とかは、ちょっとこれは「てにをは」の使い方がおかしいんじゃないかというのがあったら、また後からでも含めて御指摘をください。

一番ポイントとして考えたのは、議会の総意をもってという部分と、それから市民との信頼関係という表現で、前言った水はペケだけど、コーラは書いてないというような部分をこの辺でどないか防げないかなあという思いも含めて、余り長く書くと何を言よんやわからなくなるので、シンプルにしていきました。極端に言えば、総意を得られないんなら制定する意味がないので。

そういう意味も含めて書きました。

○小委員長（佐藤 武君） あのですね、私もちょっと読ませていただきました。その中で、大口委員が前回参考資料として出していただいた大津、会津若松、石巻市の前文をそれぞれ出していただいたんですが、このあたりを見させていただいて、まず何のためにというか、もちろん議員は努めるものとするというのはもちろん大きな目標なんですけれども、その前に議会がどういう市民とのかかわりを持つかという部分がちょっとこれでは見えないから欲しいなということで、このあたりを引用して、私も考えたんですけれども、市民参加を礎とした真の地方自治を先導する議会は、市民の揺るぎない信頼があって初めて実現できるものであると、そ

れで議員は公職としてのと入ったらいいのかなと思ったりもしたんですが、初めてここで議員としての心がけというか、認識を持ってもらおうと。それから、認識を持つ前に議会と市民のあり方をちょっと入れたほうがいいのかなという思い。

○副小委員長（岡崎達義君） どこを引用したんですか、大津か。

○小委員長（佐藤 武君） 大津と、大津もそうだし、そこら辺もうごちゃまぜにしました。

○副小委員長（岡崎達義君） 会津若松もか。

○小委員長（佐藤 武君） そうそう、いいとこだけとらせていただいて、うん。

○副小委員長（岡崎達義君） これでもう全部入ります。赤磐市議会が目指していく市民に開かれた議会づくりだと。

○小委員（大口浩志君） そこらを全部議員と市民との信頼関係という言葉で包括したと思います。

○小委員長（佐藤 武君） 一応の意見ということであってちょっと聞いていただければと思いますし、ほかにいい意見があればお願いします。

それと、岡崎委員が言われとった議会基本条例との絡みといいますか、議会基本条例にのっとりというか、基本条例そのものには僕は余り中身は盛り込んでないという思いはあるんですけども、基本条例ということを入れたほうがいいかなあという意見もあったんで、どうしましょうか、そこら辺。

○副小委員長（岡崎達義君） 基本条例は基本条例で別にしていますからね、余り。

○小委員長（佐藤 武君） いいですか。

○副小委員長（岡崎達義君） はい。

○小委員（治徳義明君） 済いません。

○小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。

○小委員（治徳義明君） シンプル・イズ・ベストという考え方もあるんですけども、委員長が言われたように、少しつけ加えて入れたほうがいいんじゃないかと思う、委員長のあれに賛成します。

○小委員長（佐藤 武君） せっかく大口委員が考えてきてくれたので、極力。

○小委員（大口浩志君） いやいや、それは、これは単なるたたき台なので。

○小委員（永徳省二君） 委員長。

○小委員長（佐藤 武君） 永徳委員。

○小委員（永徳省二君） 私は、こういうシンプルのほうがいいというふうに思ってます。というのは、次から目的とか議員の責務とかを含めて各項目ごとに細かいことが出てるんで、あくまでここは前文なんで、これでいいと思います。

○小委員長（佐藤 武君） 意見がちょっと分かれますが、どうしましょうか。

○小委員（治徳義明君） いや、もう3人がええ言うんじゃないですか。

○小委員（大口浩志君） いやいや、私はええとか悪いとかじゃなくて、私はたたき台を、宿題の提出をしたということです。

○小委員長（佐藤 武君） よしあしじゃなくてね。

○小委員（大口浩志君） よしあしを私がええ悪いということじゃねえので、いわゆるたたき台のための原案。

○小委員長（佐藤 武君） 結構、木更津もそうなんだけど、そのほかの引用したこの他都市の分は前文がほとんどないよな。それで、この大口委員が持ってきた大津、会津若松、石巻があったりするんで、それから笠岡もある、これは笠岡もあるね。

○副小委員長（岡崎達義君） 余り長く前文を書くと、前文に1条の目的が飲まれてしまう部分がある。

○小委員長（佐藤 武君） 確かにね。

○副小委員長（岡崎達義君） ちょっと時間を置いて検討してみましようや。

○小委員長（佐藤 武君） そうしますか。

○副小委員長（岡崎達義君） はい。

そのうち福木委員も来られるでしょうしね。

○小委員長（佐藤 武君） それなら、前文はもうちょっと検討しましょう。

○副小委員長（岡崎達義君） 前文ですからね、時間を置いて検討してみましよう。

○小委員長（佐藤 武君） そしたらもう、次に目的に入りますか。

○副小委員長（岡崎達義君） はい。

○小委員長（佐藤 武君） 目的は、私が一応案をつくらせていただいたんですが、特に御意見があれば。

○副小委員長（岡崎達義君） いや、別にないんです。この間示していただいたように、これでいいんじゃないかなというように私は思います。

○小委員長（佐藤 武君） 全体的に、その他都市のその条項みたいなのはくどいなあという感じが。

○副小委員長（岡崎達義君） そうなんですよね、ちょっとね。

○小委員長（佐藤 武君） くどいかなあというところがあるから。だから、ちょっと省略はどうでしょうか、目的の部分で。

○副小委員長（岡崎達義君） 目的も、次の議員の責務も同じようなことを書いているんです、結局ね。

○小委員長（佐藤 武君） うん、そうですね。

○副小委員長（岡崎達義君） 特に、議員が自分の責務を、職責を自覚してしっかりした行動をとれというのが、うん、どっちもそうだから。もうなるべくシンプルなほうがいいと思うんですけども。

○小委員長（佐藤 武君） 特になければ、もうこれでよろしいですか。

○副小委員長（岡崎達義君） いいんじゃないかなと思います。

○小委員長（佐藤 武君） はい。ないですか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小委員長（佐藤 武君） それならもう、一応なしということにします。

それでは、次の議員の責務。

議員の責務で、ちょっと私から言わせてもらいますね。まず、2行目ですね。信頼に値するより高い倫理性。これは、まあいいか。ごめんなさい、ここはもういいです。

その次、2の最後ですね。当該疑惑を積極的に解明するよう努めなければならないとなつて、もうこれをいっそのこと厳しく言って、解明しなければならないというふうに変えたらおかしいですかね。積極的に解明しなければならない。努めなければならない、するよう努めなければならないじゃ弱いじゃないですか、ちょっと。それなら、しなければならない。

○小委員（治徳義明君） 何か努力義務みたいなイメージがありますよね。

○副小委員長（岡崎達義君） そうそう。ただこの解明するのは審査会をつくって、審査会なんです。それにあわせて解明するよう努めなければならないということは、要するに審査会が開かれた場合、それに協力するようにしなければならないということなんでしょう、これは、恐らく。それぞれに努めなければならないと書いてるところはそうだと思う。どっちにしろ、決定されたら審査会を開かんといけんでしょ。その審査会でいろいろな議員が協力して、この審査会に協力して解明を努めなければならないということじゃないかなと私は思ってる、解釈してた。

○小委員長（佐藤 武君） ただ、その前段みずからの説明責任を果たすというのがありますよね。だから、当該議員を含めて。

○副小委員長（岡崎達義君） 解明しなければならない。だけど、積極的に解明しなければならないとなると、本人が全部述べなければならないということになってしまうから、審査会で述べるんじゃないなくて、本人が積極的にやいなさいということになるから、いや、そんなことは、私はそんな疑惑を持たれるのは不本意ですというふうになってしまうとちょっとおかしいんじゃないかなあという解釈なんですけども、どうなんですかね、皆さん。

○小委員（大口浩志君） 私も今、岡崎委員がちらつと言われたように、私は政治倫理違反やこうじゃと思うとらんわ、こう来られたときに、この2項は全然意味がなくなるような。

○副小委員長（岡崎達義君） だからその場合、審査会が開かれた場合、審査会に出席して自分の知ってることを述べなければならないということになってくるんじゃないかなあとは思いう。それがここに出てくる解明するよう努めなければならないという条文じゃないかなあ。

○小委員（永徳省二君） いいですか。

○小委員長（佐藤 武君） 永徳委員。

○小委員（永徳省二君） 私は解明しなければならぬでもいいと思います。解明しなければならぬでも倫理審査会に出て解明しないといけないんですから、同じことやと思います。

○小委員長（佐藤 武君） はい。

○副小委員長（岡崎達義君） 言葉遣いの難しいところがある。

○小委員（治徳義明君） 恐らく、ようわからんけども、長い慣例の中のこういう言葉遣いなんかなあと思いますけど、努めなければならぬとか。

○小委員長（佐藤 武君） だから。

○小委員（治徳義明君） 国からよく来る、何々も努めなければならぬみたいなことがあって、市の職員さんがそれは努力義務ですわみたいなことを、せにゃあいけんということにはならぬのんですみたいな話を。

○小委員長（佐藤 武君） 努めなくてもいいんだという、裏返しでいいの。

○小委員（治徳義明君） 努力しとんじゃと言え、もうそれでいいわけじゃから。

○副小委員長（岡崎達義君） そこらあたりがやっぱりちょっと、ショックアブソーバーというか、緩衝材というか。

○小委員長（佐藤 武君） まあそうですね。緩衝材と言えれば表現悪いんですけど、逃げにする。

○副小委員長（岡崎達義君） そうなんよ。

○小委員長（佐藤 武君） そのとき、そのときによって。

○小委員（永徳省二君） 済いません。

○小委員長（佐藤 武君） 永徳委員。

○小委員（永徳省二君） 逆にそういう逃げをなくしていこうというのが本来の、今回の政治倫理条例じゃないかなというふうに思いますが。

○副小委員長（岡崎達義君） ただ、法っていうのは大体そういうふうになってる。どこかに逃げ道をつくってあげてる。それで、その中で厳格に運用していくっていうのが法の役割。

○小委員（永徳省二君） いや、だからみんなざる法になるんですよ。ざる法にならないようにつくり込みをしないとイケないと思います。

○副小委員長（岡崎達義君） そこに人権の配慮があるからざる法にしてるんです、ある程度は。だから、大きな目のざるか、小さな目のざるか、それとも木綿の布かというところで、必ずそれは。

○小委員（永徳省二君） 議員が議員に対して、そんな配慮をする必要は全くありません。

○小委員（治徳義明君） ただ、解明しなければならぬとびしっとした場合に、曖昧な説明をしてたら、もうあなた倫理違反じゃないかみたいな話になるんかな。

○小委員長（佐藤 武君） そう、だから。

○小委員（治徳義明君） いや、本人は一生懸命説明したつもりであっても、周りが、きちっ

と解明できてないじゃないか、あなたも倫理条例違反じゃないですかみたいな話になるのかな。その辺でちょっと努めなければならないみたいな……。

○副小委員長（岡崎達義君） 法律論を出して申しわけないけど、例えば刑法の199条の殺人罪なんかがあるでしょう。殺人罪でも、結局200条だけど尊属殺の場合もあるし、それから正当防衛で殺人した場合もあるし、いろいろな場合のケースがあるわけですよ。そういうのを緩衝材として判例なんかができてくるわけです。法律だけできちっとやってしまうと、そこに難しい問題が出てくるし、余りにも人権の配慮に欠けるんじゃないかっていうところが出てくるんで、判例とか、拡大解釈とか、類推解釈とか、そういういろいろな解釈の仕方ができてくるんで、恐らくここらあたりもそういうところが含まれて努めなければならないという条文になってるんだと思う。だから、解明しなければならないでもいいんだけど、難しいとこやな。

○小委員長（佐藤 武君） まあ解明しなければならないでも、逃げるんだったら何ぼでも逃げれるからね。

○副小委員長（岡崎達義君） そりゃそうじゃ。

○小委員（治徳義明君） ただ、今言うたように、今度は逆にややこしく言う人はややこしく言い出す可能性はありますわね。そのことに、倫理条例違反になってしまうわけだから。

○副小委員長（岡崎達義君） 大体違反を犯すような人は、うまいこと逃げよう、逃げようとするからな、ここだけの話。

○小委員（大口浩志君） ちょっと論調を変えて、上の段の公平公正なとくくつとる後があるじゃないですか、福祉社会じゃのうてひっくり返したほうがえんじゃねんか。

○副小委員長（岡崎達義君） 社会福祉じゃったら意味が違ってくる。

○小委員（大口浩志君） 福祉社会の実現って。

○副小委員長（岡崎達義君） 社会福祉っていうのは、もう全く意味が違うんです。

○小委員長（佐藤 武君） まさしくその事業そのものの社会福祉事業とか。

○副小委員長（岡崎達義君） そうそう、そういう行政が行う事業みたいなものです。

○小委員（大口浩志君） 全般を社会福祉の向上言わんかな。

○副小委員長（岡崎達義君） 福祉社会っていうのは、人権を配慮して皆さんの生活を豊かにしましょうっていう、そういう社会のことを福祉社会。逆にになってしまうと個別の事業みたいになるからね、社会福祉というたらな。これはひっくり返したらだめ、意味が全く異なってくる。

○小委員（治徳義明君） 済いません。

○副小委員長（岡崎達義君） 治徳委員。

○小委員（治徳義明君） さっきの話の続きなんですけど、ここの積極的に解明するように、これを変えたら、今ぱっと見ていたら、努めなければならないというのが恐らく相当文言の中へ入ってくるわけじゃから、もうみんな変えないといけんような形にはならないのですか。

○小委員長（佐藤 武君） いや、全部じゃないです。

○小委員（大口浩志君） じゃからそれは、この間かその前か言った、たたき台ができれば弁護士なりの資格を持つとる人に全体の流れを。

○小委員（治徳義明君） そうそう、流れがおかしい。

○小委員（大口浩志君） 精査してもらおうというところに委ねるぐらい、表現方法が1条と5条で全然違うとかという部分の整理整頓は、その辺はちょっとお願いを。

○副小委員長（岡崎達義君） だから、今委員は努めなければならないというのがあったでしょう。

○小委員長（佐藤 武君） どっちがいいかっていうのをまた最終的に弁護士さんでも確認してもらおうというような、それもいいな。

○小委員（治徳義明君） そうですね、努めなければならないという意味もようわからんし、どういう意味になるか。いや、僕らが思うような意味なんか、実際は違うかもしれん。一緒かな。

○小委員長（佐藤 武君） 努力義務。

前文、大口委員に出していただいて、新しい資料に載っけてますけれど、ちょっと御意見いろいろ聞かせていただいて、もうちょっと検討しましょうという話になりました。

それと、今議員の責務ということで、努めなければならないという表現があるんで、そこら辺をどうするかということで、今皆さんに聞いております。

それと、その努めなければならないの表記はもっと研究するとして、3番なんですか、3項というか、これは要りますか。

○副小委員長（岡崎達義君） これも議員の責務。

○小委員長（佐藤 武君） こういう条例をするのを、議員倫理条例だから守るのが当たり前であって、もちろん適切な運用を。

○小委員（大口浩志君） もう何か袋小路へ入っていったら。

○副小委員長（岡崎達義君） これはもう入れとかないとだめ、守らない。

○小委員長（佐藤 武君） 入れてないとだめか。よその市も入れているのか。

○副小委員長（岡崎達義君） 大体入れている。

○小委員長（佐藤 武君） 木更津も入れているかな。

○副小委員長（岡崎達義君） 手前の文。

○小委員長（佐藤 武君） そうか、入れますか、それじゃあ。

○副小委員長（岡崎達義君） 入れとこう。

○小委員長（佐藤 武君） それでは、努めなければならないはまたちょっと後で。

3項もまさしく努めなければならないだから、これも努めることが当たり前であって、なければならないじゃなくて、違う表記のほうがええのかなと思うし、努めるものとする、一緒か

な。議員の責務を、それじゃあよろしいか。

福木委員、何か御意見があります。

○小委員（福木京子君） いえ。

○小委員長（佐藤 武君） それでは、次に行きます。

市民の役割は削除するという御意見がありましたので、次に市長等の責務ですね。

○副小委員長（岡崎達義君） 速やかにを入れただけでしょう。熱が冷めてから報告したんじゃないでしょうか。

○小委員長（佐藤 武君） そりゃあそうです。

○副小委員長（岡崎達義君） 速やかに議長に報告すると。

○小委員長（佐藤 武君） 市長等の責務はどこにあったっけ、市長等の責務。

これは前の資料にはなかった部分かな、市長等の責務。

いいですか、もうこれで、市長等の責務は。

○副小委員長（岡崎達義君） 市長等の責務、市長はしなければならないでしょう、これはね。

○小委員（大口浩志君） これは努めなければならないじゃないか。

○小委員（治徳義明君） しなければならない。努めるではおかしい。

○副小委員長（岡崎達義君） 報告をしなければならない。

○小委員（治徳義明君） これを読んだら、議員は努めなければならないみたいな言い回しで、第三者に対しては厳しい、何かちょっと疑問が出てきますよね。

身内の議員に対しては努めなければならないでずうっとやっとして、市長に対してはしろみみたいな、ちょっと、努めなければならない。

○小委員長（佐藤 武君） そうそう。

○小委員（治徳義明君） おかしいような気がせんでもないけど、ようわからんけど。

○副小委員長（岡崎達義君） さっきの2項の議員の責務、積極的に解明することとするというふうにすれば、解明することとする。

○小委員長（佐藤 武君） そうそう。

○副小委員長（岡崎達義君） そうすれば、努めるでもなし、しなければならないでもないし、中間に落ちつくんじゃないか。当該疑惑を積極的に解明することとすると。

○小委員（福木京子君） 解明するよう、解明をする、断定するんじゃないか。

○副小委員長（岡崎達義君） そしたら、さっきの市長のあれとも符合してくるんじゃないのか。

○小委員長（佐藤 武君） それなら、ついでに1項も行きますか、ちょっと。

○副小委員長（岡崎達義君） 1項はいい。

○小委員長（佐藤 武君） いいですか。

- 副小委員長（岡崎達義君） 実現に努める。これはぼんやりでええな。
- 小委員長（佐藤 武君） 3項はどうか。
- 小委員（福木京子君） これも1項と同じだと思います。
- 小委員長（佐藤 武君） 木更津方式でいきます。努めるものとする。
- 副小委員長（岡崎達義君） 努めなければならないじゃろうな、これは。これしかないよな。
- 小委員（福木京子君） 2項はどういうふうになるのか。
- 副小委員長（岡崎達義君） 言葉遣いがややこしいな。
- 小委員長（佐藤 武君） 「政治倫理条例のすべて」という本をある程度読ませていただいたんだけど、結構厳しくしてもいいですよというような説明も書いてたので、そこら辺も含めて努めなければならないというのについてまた検討することにしましょうか。
- 副小委員長（岡崎達義君） しましょう。
- 小委員長（佐藤 武君） じゃあ、2項については解明することとするということでとりあえず変えますか。
- 小委員（福木京子君） 解明することとする。
- 小委員長（佐藤 武君） こととすると。
- 副小委員長（岡崎達義君） はい。
- 小委員長（佐藤 武君） 次の3ページの市長等の責務は、もうこのまま。
- 副小委員長（岡崎達義君） はい。
- 小委員長（佐藤 武君） だから、次が政治倫理基準。
- 小委員（大口浩志君） 「てにをは」ですけど。
- 小委員（永徳省二君） ちょっといいですか。
- 小委員長（佐藤 武君） 永徳委員。
- 小委員（永徳省二君） (1)の市民の代表としての矜持をもって行動する、この矜持は、これで使い方がいいのかどうか非常に疑問なんです。
- 副小委員長（岡崎達義君） プライドということ。
- 外国語は余り条文には使えない。意味は合ってると思う、誇りを持つてるということだから。誇りではちょっとね、おかしいかなと思う。
- 小委員（大口浩志君） 読めんかもしれん。そんなのがあった方がええ。
- 小委員（福木京子君） わかりやすいのが……。
- 小委員（大口浩志君） ちょっと考えることが、一番下の行の職務に遂行「に」当たってになつとるけど、職務「の」じゃな。
- 小委員（福木京子君） 「の」ですね。
- 小委員（大口浩志君） まだこんなちっちゃいところが。

小さなことが気になりましてじゃな。

○小委員（治徳義明君） いやいや、読み方、どう読むのかな。

○副小委員長（岡崎達義君） きょうじ。

○小委員（福木京子君） 読めんような字は使わんほうがええんじゃないか。

○副小委員長（岡崎達義君） いや、読めるよこれ。

○小委員（福木京子君） 読めますか。

○副小委員長（岡崎達義君） 議員だもん、読まないと。

○小委員（大口浩志君） だけど、テストをしたら100点は出ない気がする。

○小委員（福木京子君） そりゃあ辞書を引かないと。

○副小委員長（岡崎達義君） 少し難しい漢字があってもいいんじゃないって。

重みを出すために。少しは勉強しようという気になるわ、辞書でも引いてみようかなと。

○小委員長（佐藤 武君） 法律ですか。

○副小委員長（岡崎達義君） 法律用語じゃない。

○小委員長（佐藤 武君） じゃあない。

○小委員（福木京子君） (3)、または点々。

○副小委員長（岡崎達義君） これ、本当は点々は要らないんよ。

○小委員（福木京子君） ここも、市、またはとなってるよ。

○副小委員長（岡崎達義君） わかりにくいかなと思って点を入れただけというか。

○小委員（福木京子君） そうですか。

○副小委員長（岡崎達義君） むやみやたらに点を入れる必要はない。

○小委員長（佐藤 武君） それは句点、読点か、どこに入れたのがわかりやすいのか。

○副小委員長（岡崎達義君） この木更津の「又は」は、これ普通今は平仮名じゃな。

○小委員（福木京子君） 平仮名じゃな、余り使わないもんね。

○小委員長（佐藤 武君） もう「又は」仮名にしましょう。

○副小委員長（岡崎達義君） 平仮名にしようや。

○小委員長（佐藤 武君） この後ろのほうに「有利又は不利な取り扱いをしないこと」ってある。それと、4ページですね。4ページの一番上に、道義的批判を受けるおそれのある行為をしないことということだけど、おそれのあるというのは、やっぱり入れとかんといけませんか。受ける行為をしないこと。

○副小委員長（岡崎達義君） どこか。

○小委員長（佐藤 武君） 4ページの一番上の行です。

もうずばっと受ける行為をしないこと、おそれを入れておくほうが幅広く、広くなるかなあ。それなら、やっぱり入れといたほうがいいですか。

○副小委員長（岡崎達義君） 批判を受けるおそれのある行為だから、要するにモラハラ、パ

ワハラ、マタハラかもという意味で、全てのハラスメントが入る。

ここらあたりをちょっと規則のほうで、注釈なんか入れといたほうがいいのかもしれんな。

○小委員長（佐藤 武君） そうですね、そうそう。

それと、これは規則で検討するとして、2項ですね。2項の最後のほう、いかなる金品の授受も行わないとあるんですが、いかなる金品も授受しないこと。

○副小委員長（岡崎達義君） じゃあ一緒になる、木更津と。

○小委員長（佐藤 武君） ただね、授受も行わない、確かにしないことと行わないことは、募るか募集かの違いかなと。いいんですけど、でも明確にしないというふうな表現がひょっとしたらいいのかなあと、行わない。

○副小委員長（岡崎達義君） 金品の授受もしない。

○小委員長（佐藤 武君） 木更津と同じようになりますけど。

○副小委員長（岡崎達義君） それなら、もうそうしょうや。

○小委員長（佐藤 武君） 金品を授受しないこと。

○副小委員長（岡崎達義君） いかなる金品も授受しない。

○小委員長（佐藤 武君） 授受しない。

○副小委員長（岡崎達義君） 木更津は、等が入るとる、等を抜いとんじゃけど。

○小委員（福木京子君） 金等。

○副小委員長（岡崎達義君） 金品等の等。

木更津は等が入っているんだけど。

○小委員長（佐藤 武君） ほかに何かありますかね。

○小委員（治徳義明君） 金品等、株のことか。

○副小委員長（岡崎達義君） これは、有価証券が、株。

○小委員（福木京子君） だから、やっぱり等を入れたほうがいい。

○副小委員長（岡崎達義君） 有価証券は、恐らく金に入るんじゃないか。

○小委員長（佐藤 武君） 金と品でほとんど網羅しとるから、もう等は要らんのかなあと思ってた。ほかに等が何かあるかな。

○副小委員長（岡崎達義君） 接待は。

○小委員長（佐藤 武君） 接待もあるな。等を入れよう。

○副小委員長（岡崎達義君） 接待は金品のうちに入らない。

○小委員（福木京子君） 木更津の説明のところに、こんなのが全部詳しく書いとるなあ。

○副小委員長（岡崎達義君） 金品等も授受しない。

○小委員長（佐藤 武君） 授受しないこと。

○小委員（治徳義明君） 金が続く、どこでしたっけ。

○小委員（大口浩志君） 4ページじゃろう。

- 小委員長（佐藤 武君） 4ページの2項の最後ね。木更津と同じ表現です。
- 副小委員長（岡崎達義君） 「又は」を全部直してない、平仮名。
- 小委員長（佐藤 武君） 「又は」を全部平仮名にします。
- 小委員（福木京子君） ここ、ごめん、木更津の。
- 小委員長（佐藤 武君） 福木委員。
- 小委員（福木京子君） 木更津の4ページで出ますか。
- 小委員長（佐藤 武君） 右側に。
- 小委員（福木京子君） 右側に書いとる。
- 小委員長（佐藤 武君） 右側にやってくれたんですよ、今度。
- 小委員（福木京子君） いや、参考のところ。
- 小委員長（佐藤 武君） 参考ですか。
- 小委員（福木京子君） 参考のところだな。金品等。
- 副小委員長（岡崎達義君） 右側へ書いてある。
- 小委員（永徳省二君） 多分、福木委員が言われるのはこの解説の。
- 小委員長（佐藤 武君） 解説ね、はい。
- 小委員（福木京子君） 解説で詳しく書いているなあと思って。4の解説のところ、参考に、金品等、資本金その他これに準ずるものがね。
- 副小委員長（岡崎達義君） 解説を入れとかんといけんじゃろくなあ。
- 小委員（福木京子君） 詳しく書いとるから、これで見たらようわかるなあ、金、品物、便宜などです、金品。
- 副小委員長（岡崎達義君） 便宜ね。
- 小委員（福木京子君） それも入るなあ。
- 副小委員長（岡崎達義君） セクハラやパワハラは、ここの嫌がらせのところへ入るんじゃない。
- 小委員長（佐藤 武君） ちょっとごめんなさい、3項でちょっと読んでいたら、市または市が資本金その他これに準ずるものを出資しているとなっているので、これがずっとつながったら、出資している、つながっててもいいのかな、切ったほうがいいのかな、出資してる市と密接な関係が繋がっててもいいのか。
- 副小委員長（岡崎達義君） もしくはというふうに入れるか。
- 小委員長（佐藤 武君） もしくはね。
- 副小委員長（岡崎達義君） もしくは、木更津みたいにもしくはというふうに入れたら、ちょっと文章がおかしいんじゃないかと思う、木更津のは。
- 小委員長（佐藤 武君） いわゆる資本金の出資か。
- 副小委員長（岡崎達義君） そうそう。

○小委員長（佐藤 武君） また、その密接な、資本金出資はしてないけど密接な関係があると、2つですよ。

○副小委員長（岡崎達義君） 2つ。

○小委員長（佐藤 武君） だから、出資し、あるいは出資して。

○小委員（永徳省二君） いやいや、これ両方とも法人に係るんです。

○副小委員長（岡崎達義君） そうそう、だから出資して、しかも市と密接な関係がある、認められるという法人でしょう、これは。

○小委員長（佐藤 武君） それならもうずっとつながないとあれなんだ。

出資している法人と、密接な関係のある法人という2つでしょう。

○小委員（永徳省二君） そうですよ。

○小委員長（佐藤 武君） ということは、出資していると思ったんですよ。だから、出資しているでちょっと切ったほうがいいのか、点を入れたほうがいいのか、あるいは接続詞を入れたほうがいいのか。出資。

○小委員（大口浩志君） よろしいか。

○小委員長（佐藤 武君） 大口委員。

○小委員（大口浩志君） これ、中身もそうなんですけど、よく治徳委員が言ってくださってた、例えば社会福祉協議会、理事で行ってるじゃないですか、議員が。決定にかかわるんじゃないから、有利か不利には絶対、どっちかに参画してたんです。だから、治徳委員がこの3項を入れるなら、その社会福祉協議会の理事の充て職はどうなんでしょう。

○副小委員長（岡崎達義君） それは聞いてみないといけない。

○小委員（大口浩志君） ということも、よその町ではしてるというのがあるらしいから、治徳委員いわく。だから、ここが入ってくると、この3番がね。今の問題もどうするかを、これをここへ書き込む。

○副小委員長（岡崎達義君） ただ、社会福祉協議会は資本を……。

○小委員長（佐藤 武君） 補助金を出してる。

○小委員（大口浩志君） だから密接な関係というのがそこじゃろう。

○副小委員長（岡崎達義君） その他、これに準ずるものは出資してることになるかな。

○小委員（大口浩志君） 密接な関係があるというのが、そこじゃろう。

○小委員長（佐藤 武君） 密接な。

○小委員（大口浩志君） だから、一昔前はどこの町も町長が兼務しとったじゃないですか、社会福祉協議会の会長を。それはよくないといって、どこの町もかえていった。

○副小委員長（岡崎達義君） 局長、ここらあたりはどうなのか。

○議会事務局長（元宗昭二君） そうですね、当たると思いますね、でも。

○副小委員長（岡崎達義君） 当たるかな。

○議会事務局長（元宗昭二君） 当たると思います。ただ、充て職的な、オブザーバーのようなイメージで多分今まで入ってきたんだと思うんです、議会の議員さんたちは。それが決定権がある、いち理事的なところとはまたちょっと違うような気がするんですけどね。

○小委員（大口浩志君） だから、理事と評議員と両方行ってるじゃないですか。評議員はまだ今の後段で逃げられるような気がするけど、主に経営者側じゃから、理事は。

○議会事務局長（元宗昭二君） 果たしてそれがいいかどうかというのはね。

○小委員（大口浩志君） それで、結果的には有利、不利というのは絶対踏るから。

○副小委員長（岡崎達義君） 何かおかしい、それでも、それができるような条例はつくってるんだと思うけどな、条例か、条項か。つくってないかな。

○小委員（大口浩志君） 慣例じゃと思う。

○小委員長（佐藤 武君） 重要な部分で、もう充て職は全部外しましょうという自治体は結構あります。

○議会事務局長（元宗昭二君） だんだんふえてくるんじゃないですかね、これからは。

○小委員（治徳義明君） J Aも、北川議員のときにいろいろ聞いたら、近隣の市町村は皆もうあり得ませんみたいなことを……。

実際はよくわからんですけど。

○小委員長（佐藤 武君） だから、そういうその充て職であってもそういう立場を利用するわけじゃないけれども、知ってるからよろしく頼むということが出てくるかもしれないから、やめましょうということだと思いますよね。

○小委員（福木京子君） ほかは何かあるかな、社協、農協、ほかもありますかね。

○小委員長（佐藤 武君） いや、私も入らせてもらっているんだけど、いきいき交流の運営審議会委員とかもあります。あるかなと一瞬思うんですわ、だからね。

○小委員（治徳義明君） それは、結局どういう形にせよ、お金が動くわけでしょう。どういう形に、名目はようわからんけど。議事に行って、費用弁償。

○小委員長（佐藤 武君） お金が動くというよりも、その特定の人に有利に働くように立場を利用して働きかけるということを懸念してるわけだから。本来はもうやめたほうがいいのかなと思うんだけど、法的にそれじゃあ違法かといったら、そこまでではないと。

○小委員（治徳義明君） でしょう、違法じゃあない。

ただ、今回条例で、今の国の法律じゃあ恐らくセーフなのかもしれないけど、この条例で厳しくやっていったときにひっかかってくるみたいなことに、この文言が、さっき言うた社協の理事じゃとか。

○副小委員長（岡崎達義君） 社会福祉法人なんかは、これは法人に当たるからあれじゃけど、法人に当たらなければいいわけじゃな。ということでしょう。

○小委員（大口浩志君） だけど、今。

○副小委員長（岡崎達義君） 属するものはだめよ。

○小委員（大口浩志君） 佐藤委員が言われた運営審議会へ例えば行って、チーム福木が例えば漏れそうだと、何曜日の枠を。それを何とか、チーム福木はいろんなことでよう協力してくれているから入れたげられえということも、対価とすれば。

○副小委員長（岡崎達義君） ただそれは、この場合は法人というふうに枠をくくっているからな。

○小委員長（佐藤 武君） 出資、密接な関係ということで。

○副小委員長（岡崎達義君） 出資した。

だから、社協なんかは社会福祉法人になるから入るんだろうけど。たとえ補助金をもらってても、法人でなければ関係ないという逃げ道もあるわな。

ここらあたり、このままちよつと置いて、また後で見てもいいんか。

○小委員（福木京子君） ここだけのあれじゃないもんな、議会としてどうするかとか。

○小委員長（佐藤 武君） じゃあ、このつなぎの部分はどうしますか。出資している。

○副小委員長（岡崎達義君） 木更津市もね……。

○小委員長（佐藤 武君） またはじゃいけないのか。

○副小委員長（岡崎達義君） またはじゃおかしい。

○小委員（福木京子君） もしくはじゃろう。

○副小委員長（岡崎達義君） 木更津市のように出資し、もしくは市と密接な関係がある、これ、このままにしといたほうがいいんかな。

○小委員長（佐藤 武君） しますか。

出資し、もしくは。もしくははあれですか、平仮名ですか。

○副小委員長（岡崎達義君） このとおりじゃ。

○小委員長（佐藤 武君） これはこのまま、漢字のまま。

○副小委員長（岡崎達義君） 新聞では、もしくはは平仮名。

○小委員長（佐藤 武君） 平仮名よな。最近平仮名が多い。

○小委員（福木京子君） そしたら、平仮名か。

○小委員長（佐藤 武君） さっきの矜持は。

○副小委員長（岡崎達義君） 矜持は平仮名というわけにいかん。

○小委員（永徳省二君） これもしくはじゃなく、いいですか。

○小委員長（佐藤 武君） 永徳委員。

○小委員（永徳省二君） これもしくはじゃなくて、アンドじゃないですか。アンド、オアじゃないでしょう、アンドですよ、これ、恐らく。

○副小委員長（岡崎達義君） アンドだったら今のままで続けてもいいわけか。アンドなら。

○小委員長（佐藤 武君） アンドじゃないと思う。

- 小委員（永徳省二君） アンドじゃないのか。
- 副小委員長（岡崎達義君） だから。
- 小委員（福木京子君） もしくは。
- 副小委員長（岡崎達義君） もしくはということになるとオアだから。
- 小委員（治徳義明君） 済いません。
- 小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。
- 小委員（治徳義明君） 木更津の文言のほうがおかしいような気がしますけど。
- 副小委員長（岡崎達義君） そうそう、私もそう思った。
- 小委員長（佐藤 武君） そうなんか。
- 小委員（治徳義明君） 何か意味が通じるかな。
- 副小委員長（岡崎達義君） 通じない、通じないと思って。
- 小委員（治徳義明君） ちょっと変えとんでしょうか。
- 小委員長（佐藤 武君） うん、変えたんじゃ。そのままずっと流したんじゃけど。
- 議会事務局長（元宗昭二君） でも、出資だから多分、三セクなどのことを言うとなんじゃと思うんです、下側は。密接なというのはあくまでも補助金であつたりとか、そういったものを入れている法人。だから、2つ。
- 小委員長（佐藤 武君） 2つか。
- 副小委員長（岡崎達義君） 2つね。
- 議会事務局長（元宗昭二君） はい、オアだと思います。
- 小委員（永徳省二君） オアか。
- 議会事務局長（元宗昭二君） はい。そういう意味だと思います。この出資というのは、あくまでも第三セクター、私たちだと、例えば是里ワインとか、そういうイメージでちょっと考えてたんですけど。
- 小委員（福木京子君） 2つか。
- 小委員長（佐藤 武君） はい。
- 副小委員長（岡崎達義君） もしくはでしょう。
- 小委員（大口浩志君） それに、これ一組なども皆入るんじゃないだろうか。
- 議会事務局長（元宗昭二君） だけど、一組はね。
- 小委員（大口浩志君） 一組は議会議員。
- 議会事務局長（元宗昭二君） 議会議員、議会があるから。
- 副小委員長（岡崎達義君） こころあたりも一回あれやな、ちょっと弁護士さんをお願いして、検討してもらわんといけんわな。
- 小委員長（佐藤 武君） それじゃあ、もしくはは入れます。
- 副小委員長（岡崎達義君） 平仮名で。

5番のもしくはも、これは平仮名で。

○小委員長（佐藤 武君） 5項ですか。

4項ですけど、市の職員等ということで、臨時職員、嘱託職員を含むとなってるんだけど、きょう総務委員会があつて、会計年度でしたっけ。

○議会事務局長（元宗昭二君） そうですね、はい。

○小委員長（佐藤 武君） 職員ですか。

○議会事務局長（元宗昭二君） はい。

○小委員長（佐藤 武君） あれがあつたので、会計年度というのは正職、嘱託、臨時、含むんですかといって終わってから聞いたんだけど、当局の説明では、いわゆる正職員と会計年度職員ということを入れれば、ほとんど職員が網羅されていますと言ったんですが、ここの表記もここで変えんといけんのかな。

○議会事務局長（元宗昭二君） そうですね、ここから変えてもらわないといけないですか。

○小委員長（佐藤 武君） ですね。

○議会事務局長（元宗昭二君） はい。

○副小委員長（岡崎達義君） どこか。

○小委員長（佐藤 武君） 4項の市の職員と括弧書きの臨時職員と嘱託職員を含むとなってるじゃないですか、今度は自治法改正で会計年度職員というのがあつたんで。

○小委員長（佐藤 武君） 正規職員と会計年度職員。

○議会事務局長（元宗昭二君） 資料を持ってきます。

○小委員長（佐藤 武君） 検討する項目が多過ぎて、どんどんわからんようになる。

○小委員（大口浩志君） どんどん袋小路へ入っていきようる。

○副小委員長（岡崎達義君） 余り詳しくやることはない。

○小委員（治徳義明君） よう考えるほうがいいな。

○議会事務局長（元宗昭二君） 臨時的任用職員及び非常勤職員を含む。

○小委員（福木京子君） そういうことね。

○議会事務局長（元宗昭二君） これが変わります、全て。

○小委員長（佐藤 武君） 全てこれですか。

○議会事務局長（元宗昭二君） 全てこれになります。

○小委員長（佐藤 武君） ああ、それなら。

○議会事務局長（元宗昭二君） 市の職員等いうたら全部。

○小委員長（佐藤 武君） 会計年度とかじゃなくて、もう……。

○議会事務局長（元宗昭二君） 臨時的任用職員及び非常勤職員を。

○小委員長（佐藤 武君） 臨時的任用職員。

○議会事務局長（元宗昭二君） 任用職員及び非常勤職員を含む。

- 小委員長（佐藤 武君） 囑託は入らんのですね。
- 議会事務局長（元宗昭二君） ですから、この囑託とかいうのがもう臨時的任用職員の中に入っちゃいます、今度は。
- 小委員長（佐藤 武君） 済いません。
- 岡崎委員。
- 副小委員長（岡崎達義君） 及びも平仮名か。
- 議会事務局長（元宗昭二君） 及びは漢字ですね、ここは。
- 小委員長（佐藤 武君） もう1回言いますね。臨時的任用職員及び非常勤職員を含む。以下、「職員」ということですね。
- 議会事務局長（元宗昭二君） はい。そういう表現になろうかと思います。
- 小委員長（佐藤 武君） 塩見部長が言うたのと違うで。
- 議会事務局長（元宗昭二君） それもあるんです。その表現もあるんです。
- 小委員（福木京子君） どこか。
- 議会事務局長（元宗昭二君） 臨時的に任用される職員、臨時の職員に関する場合において臨時的に雇用される職員に限ると、いろいろあるんです。
- 小委員長（佐藤 武君） あるよな。ややこしいんよ。
- 議会事務局長（元宗昭二君） だから、市の職員等でくくるのであれば。
- 小委員長（佐藤 武君） これですね。
- 議会事務局長（元宗昭二君） これかなと思ってるんですね。
- 小委員長（佐藤 武君） 今局長が言ったようになってきますか。
- 議会事務局長（元宗昭二君） はい。
- 副小委員長（岡崎達義君） それなら、ほかへ行こうや。
- 小委員長（佐藤 武君） はい。
- 副小委員長（岡崎達義君） あとは。宣誓書は、提出はもうこれ当然ね。
- 小委員（福木京子君） どこか。
- 小委員長（佐藤 武君） 提出義務、5ページの。
- 小委員（福木京子君） 提出義務か。
- 小委員長（佐藤 武君） 宣誓書の提出義務、5ページの。これちょっと入れかえたら一番わかりやすいかなと思ったのが、例えば議員は議員となった日から一月以内に、この条例を遵守する旨の宣誓書を議長に提出しなければならないと変えたら、よりわかりやすいかなと思ったんですが、どうですかね。
- 副小委員長（岡崎達義君） この場合には、木更津の場合は、宣誓を行った上で宣誓書を議長に提出するようになってるんじゃないけど、2段構えになっとる。
- 小委員（福木京子君） 宣誓することが1番か。

○副小委員長（岡崎達義君） 宣誓書だけを提出するんだったら、今佐藤委員長が言われたように、この条例を遵守する旨の宣誓をして議長に提出、それだけでいい。

○小委員長（佐藤 武君） 僕も2段構えかなと思ったんですが、宣誓書の提出義務だから、全議員が議長の前で宣誓とって、言い方はわからないけれども、読み上げるのか、そこまでしないんじゃないかなと。要するにペーパーを出すだけかなと思ったんで。

○副小委員長（岡崎達義君） それならそうしましうや。

○小委員長（佐藤 武君） どっちがいいかなと思ったんですが。

○小委員（大口浩志君） 宣誓をした証明書のようなものじゃ、このペーパーが、解釈をしたら。宣誓をした証明書のようなものがこれじゃねんか。

○小委員長（佐藤 武君） だったら、宣誓を行い、宣誓書を提出するものとするとか、やっぱり宣誓をしてペーパーも提出しますという表記でないと、これは宣誓書の提出義務となってるが。

○小委員（福木京子君） 題がね。

○副小委員長（岡崎達義君） その題は、そりゃもう宣誓書の提出義務だろう。宣誓して、宣誓書を提出してになるんだけど、2段構えにするか、もう宣誓書提出だけに済ませるか。

○小委員（福木京子君） それはちゃんと書いたほうがええ。

○小委員長（佐藤 武君） どう書くんか。

○小委員（福木京子君） このとおり。

○小委員長（佐藤 武君） このままでええということか。

○小委員（福木京子君） はい。

○小委員長（佐藤 武君） 行うものとし。

○小委員（福木京子君） 行うとって。

○小委員長（佐藤 武君） それなら、実際その宣誓をするんですかね。

○小委員（福木京子君） しなくちゃいけないわな。

○小委員長（佐藤 武君） 福木委員。

○小委員（福木京子君） これ、したほうがええ、全員。

○小委員長（佐藤 武君） したほうがええかな。いや、宣誓しなかったらどうなるんかというて、その条例違反じゃがということになるのか。

○小委員（福木京子君） するものと決めとかないといけん、最初から。

○小委員長（佐藤 武君） やっちもねえと言う人がおるかもしれん。わしゃ帰ると言って聞かない人が。

そこを決めとかないとやっぱりいけないでしょう。宣誓をするのか、宣誓書の提出だけなのか。

○小委員（福木京子君） 行うものとしじゃから、宣誓書を提出したら行ったということか。

- 副小委員長（岡崎達義君） 要するに一月以内だから、各自が宣誓書に署名して。
- 小委員（福木京子君） 出すのか。
- 副小委員長（岡崎達義君） 宣誓書を読み上げてということになるんじゃないか、議長の前で。
- 小委員（福木京子君） 無理やりかどうかわからんけど。
- 副小委員長（岡崎達義君） そういうことでしょう、これ。要するに宣誓書を読み上げて、読み上げた上で宣誓書に署名して提出すると。赤磐市倫理条例、ここへ載ってるんだけど。
- 小委員長（佐藤 武君） それは宣誓するというだけでいけば、それは議員の、まず宣誓を守ってもらわんと条例違反になる。
- 副小委員長（岡崎達義君） それもいいんじゃない。
- 小委員（福木京子君） だから、職員は憲法を守る、地方自治を守るといって宣誓するんじゃないのか。
- 議会事務局長（元宗昭二君） はい、職員の。
- 小委員（福木京子君） するのか。
- 議会事務局長（元宗昭二君） 我々も最初の日を書くんですけど、宣誓書というのは。それは、研修のときにこういうのがありますから、みんなで読んで、それで書いてもらうというふうなことにはしてます、一応。
- 小委員（福木京子君） みんなで読むのか。
- 議会事務局長（元宗昭二君） はい、みんなで読んで。
- 小委員長（佐藤 武君） 市長の前で読むとか、上司の前で読むとかじゃないのか。
- 議会事務局長（元宗昭二君） 研修のときに。
- 小委員長（佐藤 武君） 研修のときなのか。
- 議会事務局長（元宗昭二君） はい。
- 小委員長（佐藤 武君） だから、読んでるんだ。
- 小委員（福木京子君） やっぱり最初だからな。
- 小委員長（佐藤 武君） このままですね。そうしよう。
- 議論することが大事なんで、そこら辺もいいんじゃないですか。
- 副小委員長（岡崎達義君） これは議員の行政に対する記録。
- 小委員（福木京子君） 記録じゃな。
- 副小委員長（岡崎達義君） 当然必要ですね。
- 小委員（福木京子君） これはもう絶対要るよなあ。教育委員会もちゃんとせにゃあいけん。
- 副小委員長（岡崎達義君） 次は6条か。
- 小委員長（佐藤 武君） はい。

- 副小委員長（岡崎達義君） 就業等の報告義務というのは、これはどんなですか。
- 小委員長（佐藤 武君） これはもう省略するんじゃないか。どんなですか。
- 副小委員長（岡崎達義君） そういうふうになってる。
- 小委員長（佐藤 武君） どこにあるんですか。
- 当然その請負事業者の兼職は禁止されとるわけだし。
- 小委員（福木京子君） そういう義務がある。
- 副小委員長（岡崎達義君） 就業等の。
- 小委員長（佐藤 武君） 役職であれば兼業禁止規定、自分の首を絞めるだけですから、そこら辺は議員として勉強していただいてもらうしかないのかな。条例に書きますか。
- 報告すれば兼業をやってもいいのかということにはならないでしょう。
- 副小委員長（岡崎達義君） いや、もうほかの法律で兼業禁止が。
- 小委員長（佐藤 武君） ええ、地方自治法、兼業禁止。
- 副小委員長（岡崎達義君） いいんじゃないかなあと思うけどな。
- 小委員長（佐藤 武君） いいですね。もうなしにします。審査の請求。
- 小委員（福木京子君） なしにするんじゃない。
- 副小委員長（岡崎達義君） ここは誰が書いてきてくださったのか。
- 小委員長（佐藤 武君） これは福木委員か。
- 小委員（福木京子君） はい、私かな。
- 小委員長（佐藤 武君） 審査請求、福木委員ですよ、審査請求と適否。
- 小委員（福木京子君） 8分の1でよかったのかな。
- 小委員長（佐藤 武君） これが、倫理規程は8分の1以上ということで、3人ですよ。だから、この前の倫理審査会も3人、8分の1以上で設置されたんですが、今回は審査請求ということで、明確にもう人数を決めていくか。決めると同時に、議員だけでいいのか、市民を入れるのか、有識者を入れるのか、そこら辺の部分を含めて検討が必要かなと。
- 副小委員長（岡崎達義君） もう市民を入れたら、またこの市民の選択に関してとんでもなく今度もややこしいことになるから、そりゃもう市民を入れないほうで。とにかく、選択するときに、市民の誰を入れるかということが問題になってくると思います。
- 小委員長（佐藤 武君） それこそ、この倫理条例の全ての本の記述では、議員が議員のことを審査しても、いろんなことで保身というか、出てくるだろうと。だから、明らかに市民も有識者も含めて絶対入れるべきですよということが。
- 副小委員長（岡崎達義君） 書いてますか。
- 小委員長（佐藤 武君） 書いてます。
- 副小委員長（岡崎達義君） そうかな、書いとったかな。
- 確かに、いや、私はそれをやると、今度は人選するだけで物すごい時間がかかって、公募す

るっていうたって、公募するのは物すごい興味のある人だけだし、反感を持って人が出てきた場合……。

○小委員（大口浩志君） 極端な意見を持つとる人が出てくる。

○副小委員長（岡崎達義君） 可能性はあるしなあ。それだったら、議員が責任持って客観的に判断していくというのが一番いいのかなというふうに思う。

○小委員長（佐藤 武君） それで、この条例案をどういうふうにするのか、市民の方に意見を求めるのか。

○副小委員長（岡崎達義君） それはないほうがええ。したら收拾がつかん。

○小委員長（佐藤 武君） 收拾つかんよね。だから、それをしなかったら議員だけでもいいかなと一瞬思うんだけど、それこそ。

○小委員（福木京子君） 議員だけでか。

○副小委員長（岡崎達義君） 全く興味のない人と、それこそちょっと興味のある人と、深く興味のある人というわけだから。

○小委員（福木京子君） 木更津は、それでも市民の代表を入れるようになってくるかな。

○小委員長（佐藤 武君） いや、議員6名。

○小委員（福木京子君） 議員だけじゃったか。

○小委員長（佐藤 武君） 6名以上の議員。

○副小委員長（岡崎達義君） 大体どこも……。

○小委員（大口浩志君） よろしいか。

○小委員長（佐藤 武君） 大口委員。

○小委員（大口浩志君） 2行目の倫理基準に違反していると疑うに足る事実を証する資料となつとるじゃないですか。例えばパワハラとか恫喝じゃったら、ビデオにでも撮らなあかんといいことか。

○小委員長（佐藤 武君） これが倫理規程、倫理規程ですよ、これ。

○小委員（大口浩志君） そうですね、これはね。

○小委員長（佐藤 武君） 福木委員、これ倫理規程をそのまま。

○小委員（福木京子君） 多分これを見て書いたんだと……。

○小委員長（佐藤 武君） ですよ。

○小委員（福木京子君） はい。

○小委員長（佐藤 武君） これは全然変えてないんじゃない。

○小委員（福木京子君） 変わってないと思う。

○小委員長（佐藤 武君） 多分そうかなと一瞬思ったんだけど。

だから、証拠を示して、倫理規程で。

○議会事務局長（元宗昭二君） 第4条ですね、規程の。

○小委員長（佐藤 武君） 第4条。

だから、証拠を示してその審査請求をするというのは非常に難しいかなと。

○議会事務局長（元宗昭二君） その前に、審査の請求になってるのですが、下は調査の請求になっているので、ここらも調査なのか、審査なのか。

○小委員長（佐藤 武君） 審査です。

○小委員（福木京子君） 審査か。

○小委員長（佐藤 武君） 審査ですね。

○小委員（福木京子君） 審査ね、審査請求。だから、これもやってきてるでしょう、資料請求をして。仮に審査を立ち上げたらと。

○小委員（大口浩志君） だから、もう少しあれだとして、パワハラだとか恫喝だとかあってあるときに、例えば第三者が聞いている場合と、相対の場合とかは、言うた言わんという話でしょう。

○副小委員長（岡崎達義君） だから……。

○小委員（大口浩志君） 怖いのは、どっちかといったら相対の話でしょう。

○副小委員長（岡崎達義君） だから、そこらあたりは会社なんかでパワハラがあった場合に、そういう証拠というかな、録音してるとか、あるいは周りの人が何人かそういうのを見たとか、聞いたとか、それか市役所内には対応表とか、ああいうのがあるじゃないですか。ああいうものでそこらあたりは判断するんじゃないかな。そういうのが、例えば議員から職員に対してのパワハラがあった場合、職員のほうから議長のほうへ報告を言えば、ハラスメントがありましたので調査をお願いしますということになると、今度はそこでちょっと調査する必要がある、出てくるわな。

○小委員長（佐藤 武君） 出てきますね。

○副小委員長（岡崎達義君） だから、審査請求を立ち上げる前に。

○小委員長（佐藤 武君） 実際にそういう声を聞いたのかとか、現場を見たのかとか。当然大口委員が言うように録音とかがあれば、それは物的証拠ということで、どっかの国会議員の秘書が、国会議員が秘書に対してパワハラをしたとか、ああいうのだったら明確にそれは証拠になるし。ただ、1対1で、あれどこでしたっけ、女性議員の、町長さんか、町長室で何かあれしたとかというて証拠も何もないけど。

○副小委員長（岡崎達義君） 除名処分。

○小委員（福木京子君） 難しいわな。

○小委員長（佐藤 武君） ですよ。

○副小委員長（岡崎達義君） 審査基準なんかも、要するに歯どめみたいなもんだから、したらだめですよという、本当にパワハラとかセクハラがあった場合には、やっぱりあれですよ、議員がいろいろ不祥事を起こすというたら、やっぱり職員との間でしかないわけだから。民間

の人は民間で民法上とか刑法上とかの問題が出てくるわけで。

○小委員長（佐藤 武君） 福木委員。

○小委員（福木京子君） 木更津では、この解説のところで、政治倫理基準に反する疑いがあることを証する書類等とあって、基準に反する疑いがある状況等を記録した客観的に判断できる書類等であって、主観的なものや恣意的なものは認められません。なお、録画、録音データなども認められますとあるな。録画とか録音データは認められる。

○小委員長（佐藤 武君） それが必須の要件でしょうね。

○副小委員長（岡崎達義君） でしょうね。

○小委員長（佐藤 武君） そうしないと、うわさ話とか、そういうことで一々やられたらどうしようもないですし。

○副小委員長（岡崎達義君） とりあえず性善説に立って、そういうことはないんですよというところの典型で。

○小委員（大口浩志君） だけど、これ自体が性悪説に立ったやつじゃろう。性善説に立つんじゃったら、要らんわ。

○小委員長（佐藤 武君） そういうことで。

この8分の1は、明確に何人というふうにしますか、議員何名以上の。

○副小委員長（岡崎達義君） 8分の1というたら4人か。

○小委員長（佐藤 武君） 3人。

○副小委員長（岡崎達義君） 3人か。3人というのはちょっと少ないよね、考えたら。

○小委員（福木京子君） 木更津の議員は何人かな。

○小委員長（佐藤 武君） 6人。

○小委員（大口浩志君） いやいや、全体でしょう。

○小委員（福木京子君） 全体の議員の数は。

○小委員長（佐藤 武君） 調べてますか。

○副小委員長（岡崎達義君） 18人くらいか。

○小委員長（佐藤 武君） 24人。

○小委員（治徳義明君） 24ということは。

○小委員（大口浩志君） 4分の1か。4分の1。

○小委員（福木京子君） 6じゃから。4分の1。

○小委員長（佐藤 武君） うちでは4分の1だから、4人か。4でなるんか。

○小委員（福木京子君） うちよりもっと厳しいね。

○小委員（治徳義明君） 3人と4人では大分違います。

○小委員（福木京子君） 18人で。

○小委員（治徳義明君） ハードルが上がるんじゃないの、ある意味、相当上がると思うよ。

- 小委員（福木京子君） そうじゃな、3と4じゃたらな。
- 小委員長（佐藤 武君） 私がちょっと調べたものを見ると、日置が定数22の6ですね。ただ、有権者が、ちょっとわからん。笠岡は議員6で、そのうち識見者が2名……。
- 小委員（福木京子君） 2とは。
- 小委員長（佐藤 武君） 識見者、いわゆる有識者、見識のある識見者。
- 小委員（福木京子君） ああ。
- 小委員（大口浩志君） 外部の人も入らんとだめということか。
- 小委員長（佐藤 武君） そうそう。それで、福山は議員のみ、小野市が8人以内で議員と学識経験者。
- 副小委員長（岡崎達義君） それは審査会じゃ。
- 小委員長（佐藤 武君） 審査会、ごめんなさい。申請じゃな。
- 小委員（福木京子君） これは違うわ、審査請求のときに要る意味。
- 小委員長（佐藤 武君） ごめんなさい、間違った。
- 小委員（福木京子君） 24で6じゃたら。
- 小委員長（佐藤 武君） ほな、どうですか。
- 小委員（福木京子君） 30のところ、4で。
- 副小委員長（岡崎達義君） 6分の1にしとこうか。
- 小委員長（佐藤 武君） 6分の1。
- 小委員（福木京子君） 6というたら何人になるんか。
- 小委員（治徳義明君） 3人以上か。
- 小委員長（佐藤 武君） 3で。6分の1以上となったら3じゃ。
- 小委員（治徳義明君） 6分の1。
- 小委員（大口浩志君） 4分の1でえんじゃねん、4分の1、4分の1。
- 小委員長（佐藤 武君） 5人か。
- 小委員（福木京子君） 5人にふえた。
- 副小委員長（岡崎達義君） 5人というたらちょっと多いな、5人集まらんで。
- 小委員（福木京子君） それはちょっと反発する人も……。
- 小委員（治徳義明君） これをするということになったら、相当のきちとしたものがないと。
- 小委員（福木京子君） それはもう。
- 小委員（大口浩志君） 入り口もそれなりのハードルは。
- 副小委員長（岡崎達義君） 3人は少ないと思うわ。
- 小委員長（佐藤 武君） 恣意的にする可能性もある。
- 小委員（福木京子君） 4人としたら。

- 副小委員長（岡崎達義君） 4人か5人じゃな。
- 小委員（福木京子君） 4人じゃったら何分の1になるんか、4人じゃったら、18の4だったら。
- 小委員長（佐藤 武君） 4分の1、5分の1。
5分の1じゃな。
- 小委員（福木京子君） 5分の1。
- 小委員長（佐藤 武君） 5分の1以上で4人。
- 小委員（福木京子君） 4人に直しますか。
- 副小委員長（岡崎達義君） 5分の1以上かな。
- 小委員長（佐藤 武君） 5分の1にします。
- 小委員（治徳義明君） 何分の1とかというのにしないとだめなのか。
- 小委員長（佐藤 武君） だから、明確に何人以上と。
- 小委員（福木京子君） だから、4名以上とか。
- 小委員（治徳義明君） 4名。
- 副小委員長（岡崎達義君） 4名にしておくか、4名以上。
- 小委員（治徳義明君） 4名、4名ぐらい。
- 小委員（福木京子君） 3人というたらなあ、もうちょっと。
- 副小委員長（岡崎達義君） 5分の1にかかる、4名以上だったら。
- 小委員（福木京子君） 4名以上に。
- 小委員長（佐藤 武君） 4人にしましょう。
- 小委員（福木京子君） そしたら、こっちが6名じゃというような、いろんな比較して4名にしたということになるね。
- 副小委員長（岡崎達義君） 4名ぐらいがええ思います。3名というたらちよつとなあ。
- 小委員長（佐藤 武君） 倫理規程では3名になつとるから、条例ということもあって4名にしましたと。
尋ねられることを想定して。
- 小委員（福木京子君） それは当たり前よ。
- 小委員（大口浩志君） 想定答弁まで考えにやいけん。
- 小委員長（佐藤 武君） そうよ。
- 副小委員長（岡崎達義君） 答えるのはあなたが答えんといけん。
- 小委員長（佐藤 武君） そうそう。
- 副小委員長（岡崎達義君） 委員長じゃ。
- 小委員（大口浩志君） 完全に人ごとになつとる、そうじゃなあ。
- 小委員（治徳義明君） 読めばええんじゃろ。

- 副小委員長（岡崎達義君） これをよく頭へ入れとかないと。
- 小委員（大口浩志君） 何でこうなったみたいなところを。
- 小委員（治徳義明君） 小委員長の答弁が、要るんじゃないの。
- 小委員（大口浩志君） 報告だけはするかもしれんな。
- 小委員長（佐藤 武君） 対外的というか、やっぱり倫理条例策定委員長の。
- 副小委員長（岡崎達義君） 審査の請求の次には、審査会の設置は。
- 小委員長（佐藤 武君） それと、今の審査の請求で4名以上と決めて、それから局長が言うたように、調査請求じゃなしに審査請求。これでいいんですかね。
- 議会事務局長（元宗昭二君） 次のページはどうしますか、市民からの。
- 小委員（福木京子君） そうじゃ、それをどうするか。
- 議会事務局長（元宗昭二君） 審査、審査の請求をどうするかって。
- 小委員（福木京子君） ここがちょっと。
- 小委員長（佐藤 武君） はいはい。
- 議会事務局長（元宗昭二君） それからちょっと、1つ余計なことを言っていていいですか。
- 小委員長（佐藤 武君） はい。
- 議会事務局長（元宗昭二君） さっきの就業等の報告義務のところなんですけど、うちもちょっと一遍管財のほうから照会があったんですが、指名願いの関係があって、そこには幾らの業者の指名が上がってきても議員さんの名前が出てこないんですよ、こういう役員であったりする場合に。それで、できればそういうふうな報告が欲しいなっていうのは一遍ありました。調査もありました、そういう届けが出ているかどうかっていうのは。ちょっと余計なことですけども。
- 小委員長（佐藤 武君） いえいえ。
- 議会事務局長（元宗昭二君） こういうことがあったということをちょっと御報告。
- 副小委員長（岡崎達義君） 入れといたほうが都合がいいんじゃないかということですね。
- 議会事務局長（元宗昭二君） そうですね、はい。職員側からの話で、あればということです。
- 小委員（大口浩志君） 基本的には代表者だけじゃもんな。
- 議会事務局長（元宗昭二君） はい。
- 小委員長（佐藤 武君） そうですか。
では入れますか、これ。
- 小委員（福木京子君） 全部入れようや。
- 小委員長（佐藤 武君） 全部入れますか。同じものです。
- 議会事務局長（元宗昭二君） どうせ皆さんでまた諮っていただくんで、そのときに削除じやと言われりゃあまたあれです。最初からなければ、もうなしのまま行くと思うので。

- 小委員長（佐藤 武君）　そうですね。
- 小委員（福木京子君）　でも、今回のようなことが考えられるが。
- 小委員（永徳省二君）　何か相談役じゃとかなんとかという、議員の話もちよっとちらほらと。
- 小委員（福木京子君）　そういうことよなあ、やっぱりはっきりしとったほうが……。
- 副小委員長（岡崎達義君）　なかなか済まんなあ。
- 小委員長（佐藤 武君）　済みませんね。
- 小委員（大口浩志君）　自分じゃなくて、家族名もあるもんな。
- 議会事務局長（元宗昭二君）　そうですね、だからどこまでっていうのはあるんですけど。
- 副小委員長（岡崎達義君）　じゃあ、なかなか進みませんが。
- 小委員長（佐藤 武君）　それならどうしましょう、もう途中までで休憩しますか。
- 副小委員長（岡崎達義君）　休憩もいいけど。
- 小委員長（佐藤 武君）　何時ごろまでいきますか。
- 小委員（福木京子君）　3時ぐらい。
- 小委員長（佐藤 武君）　3時。
- 副小委員長（岡崎達義君）　それなら、委員長、5分ほど休憩とりましょう。
- 小委員長（佐藤 武君）　それなら、5分ほど休憩しますか。2時半まで休憩しましょう。
- 午後2時22分　休憩
- 午後2時31分　再開
- 小委員長（佐藤 武君）　それじゃあ再開します。
- 審査の請求まで行きました。
- 小委員（永徳省二君）　ちょっと委員長、よろしいですか。
- 小委員長（佐藤 武君）　永徳委員。
- 小委員（永徳省二君）　我々がこの条例に関して、最後の一言一句まで検討をするのではなくて、ある程度の形だけにして、行政の専門家なり、こういう文章の専門家に投げて、文言をチェックしてもらったほうがちゃんとした条例ができるような気がするんですが、いかがでしょうかという提案です。
- 小委員長（佐藤 武君）　そのやり方も考えられるんですけども、やはり倫理条例の委員会が設置されて、小委員会までやって、詳細に詰めましょうという話をして、やはりいろんな文言の表記、文言の使い方も含めて、こういう皆さんの意見があるということを議論する中で、初めてそれを専門家なりに相談して、我々はこう思いますけど、おかしいですかということ投げないと、丸投げしたんじゃあ我々の役目はもう果たさないことになる。
- 小委員（永徳省二君）　委員長。
- 小委員長（佐藤 武君）　はい。

○小委員（永徳省二君） 丸投げするんじゃなくて、ある程度の形をつかって、最後のさっきの話があったような、最後の言葉尻のこっちのほうがいいとか、するべきやとか、努めるべきやなどのところは、もうそういう専門家に任せたほうが逆にいいのかなと。それで、もちろん内容の要をやるのは我々の仕事であって、そこまでやった上でこの言い方をしているのかの文言は、もう専門家に任せたほうがすっきりするのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうかと。

○小委員長（佐藤 武君） 一緒のことですわ。

○小委員（大口浩志君） いわゆるスペルチェックという意味でしょう、言われてるのは。

○小委員（治徳義明君） 済いません。

○小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。

○小委員（治徳義明君） 全体のことがある、ここはこのほうがいいんじゃないで、全体のバランスとかというのはなかなか私らみたいな素人じゃったら、最終チェックはある程度プロに見てもろうたほうが、予算があるんかどうかわかりませんよ。

○小委員長（佐藤 武君） もちろんですよ。

○小委員（治徳義明君） 予算があるんかどうか。ただではしてはいただけん。

○小委員長（佐藤 武君） いや、だからもちろんそうです。相当細かい専門的な部分はもちろんお願いしたいんだけど、やはりお願いする以上は、お願いされる側もこういうことについて議論はしたんだけど、これもうちょっと詳細に専門家の立場から御意見をお聞きしたいということをお願いしないと、丸投げという表現がいいかどうかわかんないけども、ただお任せしたいんですというても、それは僕が委員長させてもらってるけど、委員長、副委員長の立場としては、それはやっぱりまずい。例えば、永徳委員が委員長でそういうことをしたら、何ならあの委員会はこの判断をされますよ。だから、お願いするにしてもある程度の、こういうふうに考えるんだけどということは議論をしとかないと、それはもう絶対言われます。

○副小委員長（岡崎達義君） だから、よろしいか。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） 永徳委員が言われるのは、要するに法的な言葉とかいろいろあるじゃないですか、中でも。もしくはを使ったほうがいいか、またはを使ったほうがいいとか、そこらあたりもやっぱり我々素人がこのほうがいい、あっちのほうがいいっていう議論をしてるよりは、むしろそういうのは置いといて、あとをチェックしてもらおうと。大枠の部分はここできっちり議論していきましょうということをお願いされてるんでしょう。

○小委員（永徳省二君） そのとおりです。

○副小委員長（岡崎達義君） だから、それはそれでいいから、順番に行って、細かいところはちょっと留保しといて、ここはちょっと留保してますから確認してみてくださいとか、ここはこうしますから確認してみてくださいというような方法で持っていったほうがスムーズに諮

れるんじゃないかなと思うんですね、そう言われてるんでしょう。

○小委員（永徳省二君） はい、いいですか。

○小委員長（佐藤 武君） 永徳委員。

○小委員（永徳省二君） 今、岡崎委員が言われたとおりで、僕ら6人はある意味こういう条例作成の専門家ではないじゃないですか。だから、内容は丸投げするんじゃないですよ、内容は我々で決めた上で言葉尻なりというふうなところは、もしかしたら市役所にもそういう条例をつくる専門家の方もいらっしゃるかもしれないんで、そこでちゃんときちっと最後修正をかけてもらうほうが。

○小委員長（佐藤 武君） もちろん、それはそうしましょう。

○小委員（永徳省二君） そっちのほうがいかなというふうに、早くて正確なんじゃないかなと思うんですが。

○小委員長（佐藤 武君） 福木委員。

○小委員（福木京子君） それはやっぱり議員がつくって、議論をして、いろいろ議論して、ここはちょっとやっぱり専門家に聞いたほうがええっていうところを上げて聞くと、そのほうがいいんじゃないか。

○副小委員長（岡崎達義君） だから、それを言ってる。

○小委員（福木京子君） そういうことだと思います。そのほうが、はっきりそんなことというのは、最後終わって、見てもらやあええことで。

○小委員長（佐藤 武君） そういうこと。

○小委員（福木京子君） こちらがいろいろ議論をして、こういう資料があるのだから、他の自治体の。それを参考にしてやればいいんじゃないかと思います。

○小委員長（佐藤 武君） 御納得いただけましたでしょうか。

○副小委員長（岡崎達義君） ただ、永徳委員が言われるのは、結構今まで時間がかかってきたから、もうちょっとスピードアップしてできれば、私はできれば6月議会までには上げたいなと、6月議会には上げたいなと思っているのですが、条例としてね。

○小委員（治徳義明君） 最初的时候に、パブリックコメントを求めないといけないみたいな話もあったので、条例としては、6月の上程はきついんじゃないですか。

○副小委員長（岡崎達義君） いや、理想はよ。

○小委員（治徳義明君） ええ。

○小委員長（佐藤 武君） 最初に言った。

○小委員（治徳義明君） ありましたよね。

○副小委員長（岡崎達義君） パブコメは……。

○小委員長（佐藤 武君） やるかやらないかはまた議論をするとして。

○小委員（治徳義明君） 議員はいつも言ってるじゃないですか、市民の意見を聞いたんかみ

たいな。

○小委員長（佐藤 武君） そういうことも含めて、やっぱりこの内容で検討をしていかんと。

委員会は何をしてるのかと言って。

○小委員（治徳義明君） 条例をつくるそのプロセスみたいなものがあるだろうと思うんです。その中に、恐らく事務局のほうは市民に意見を聞くプロセスをしないといけないみたいな話だった。それで、12月、9月ぐらいかどっちかでという話だったんですよ。

○小委員長（佐藤 武君） 私も市の職員だったから、その総務法制、担当するんですけども、そんなに簡単に条例が、これでいきましょうというか、もういろんな意見が出るから、そりゃあもう時間かかるんですよ、はっきり言って。

○副小委員長（岡崎達義君） 確かに。

○小委員長（佐藤 武君） 極力早目にその文案をつくりたいなと思うけども、皆さんが意見をどんどん言ってくればまとまりやすいと思うんで、ぜひお願いします。

はい、しましよ、もう10分無駄な時間が過ぎた。

○副小委員長（岡崎達義君） とりあえず行きましょ。

○小委員長（佐藤 武君） 審査請求まで行ったんですね。

○副小委員長（岡崎達義君） 審査会の設置じゃな。

○小委員（福木京子君） ここへ書いている審議、審査請求の件を認めているけど、ここは、赤磐はどうするか。

○小委員長（佐藤 武君） 審査等の適否ですかね。市民を入れるかどうかですか。

○小委員（福木京子君） 市民を入れるかどうか。

○小委員長（佐藤 武君） 今委員6人、5人か、何人か決めましたか。

○小委員（大口浩志君） それは議員がやる。

○小委員長（佐藤 武君） そうか、その請求か。審査会の構成ね。

○小委員（福木京子君） はい。

○議会事務局長（元宗昭二君） いやいや、木更津は市民からの審査請求ができるよという内容になってます。

○小委員長（佐藤 武君） そうだそうだ、はいはい。

○副小委員長（岡崎達義君） 7ページ。

○小委員（福木京子君） だから、そこをちょっと議論。

○小委員（治徳義明君） これ、木更津は何人、市民の。

○議会事務局長（元宗昭二君） 100分の1になってます。

○小委員（治徳義明君） 有権者の100分の1か。

○小委員長（佐藤 武君） 100分の1か。

- 小委員（治徳義明君） 有権者の100分の1ということは。
この間、百条は何人だったのか。
- 小委員（永徳省二君） 800ぐらいと聞いています。
- 小委員長（佐藤 武君） 800も来たんですか。
- 小委員（大口浩志君） だけど、例えばあれを市民がしたというより、議員が集めて回ったんじゃないの。
そのあたりの兼ね合いも出てくると思うよ。
- 議会事務局長（元宗昭二君） ただ、あれは有権者ではないですから。
- 小委員（大口浩志君） チェックしてないのかな。
- 議会事務局長（元宗昭二君） ええ。
- 小委員（大口浩志君） いわゆる責任ないこともチェックができてないってことじゃな。
- 議会事務局長（元宗昭二君） はい。
- 副小委員長（岡崎達義君） これをやると、今度は三百何十人っていう署名を集めることになるよ、それこそ。
- 議会事務局長（元宗昭二君） そうです。
- 副小委員長（岡崎達義君） 選挙人名簿のチェックが必要になってくるから。
- 議会事務局長（元宗昭二君） そうです、はい。
- 小委員（福木京子君） すごく時間がかかる。
- 小委員長（佐藤 武君） そうね。
- 副小委員長（岡崎達義君） そうこうしてるうちに、ほとぼりが冷めてしまう、何じゃったつけというて。
- 小委員（治徳義明君） それは議員に提案して、議員から上げさせたほうが早いわ。
- 副小委員長（岡崎達義君） だから、もうこういうのは省いといて、議員はとりあえず議員で裁きましよう、自浄作用をしましようということじゃわな、倫理条例でいえば。
- 議会事務局長（元宗昭二君） 木更津さんは1カ月以内に署名が行われたものでなければならぬにしてあるんで、相当な……。
- 小委員長（佐藤 武君） ハードルは高いね。
- 議会事務局長（元宗昭二君） はい。
- 小委員長（佐藤 武君） 逆に入れてもいいことですよ、ハードル高いから。それなら、それが実現できるのかという部分もあるんだけど、市民の要請というか、審査請求があれば、こういう。
- 小委員（福木京子君） できますよと。
- 小委員長（佐藤 武君） 条項もありますよということで。
- 副小委員長（岡崎達義君） ただ、これを入れると、今度は審査会に市民を入れろという形

になると思います。

○議会事務局長（元宗昭二君） そうなると思います、それは。

○副小委員長（岡崎達義君） 当然の話。

○小委員（治徳義明君） そりゃそうじゃ、そうなってくるわな。

○小委員（大口浩志君） お前らがしたんじゃから。

○小委員（治徳義明君） 請求だけじゃあ、私たちも入れろみたいな話になってくるのかな。

○副小委員長（岡崎達義君） 結論もちゃんと公表しないとイケないし。

ここはちょっと留保しとこうや。

○小委員長（佐藤 武君） 留保しときますかね。留保ばかりになっている。

それで、木更津は審査会の構成は市民も入って……。

○小委員（福木京子君） 有識者と。

○副小委員長（岡崎達義君） 議員の中には、絶対市民を入れてという人も出てくると思うけどな。

○小委員長（佐藤 武君） そうそう。

○小委員（福木京子君） それはある。

○小委員（大口浩志君） 木更津は議員だけなんじゃな。

○小委員長（佐藤 武君） 審査会は議員だけかな。

○小委員（大口浩志君） 議長が選ぶ。

○副小委員長（岡崎達義君） ただ、市民を審査会に入れると、今度はさっきも言ったように選ぶのが大変だし、その結論を出すときにどういうふうに持っていかってということがまた大変になってくるし。

○小委員（治徳義明君） 恐らく市民だけ入れたら非常に難しい問題があるから、有識者、専門家も恐らく皆入れてますよ、市民の人だけだったら。

○副小委員長（岡崎達義君） それをすると、今度は予算の関係が。

○小委員（治徳義明君） そうそう、だけど、市民の人なんかだったら、早く言えば議員が一番弱いのは市民じゃから。向こうは、市民の人から言われたら弱いでしょう。

○小委員長（佐藤 武君） 市民に開かれた議会を目指すんだから。

○小委員（治徳義明君） 一応そのために有識者を入れとんじゃねえかな、大体学識あるいは専門家を。

○小委員長（佐藤 武君） そりゃそうです。

○小委員（治徳義明君） 市民の人を抑えるために。

○副小委員長（岡崎達義君） だけど、それを入れると、今度はここの条例の中にも、予算の関係も……。

○小委員（治徳義明君） そんなことになるかな。

○副小委員長（岡崎達義君） 条例にまた複雑にいろいろなことを入れんといかんようになる。

○小委員（大口浩志君） もし必要なら、その部分は次のステップなんじゃないのか。

○小委員長（佐藤 武君） はい、それなら保留。

○小委員（大口浩志君） まずは条例をきちっとすることから。

○小委員（治徳義明君） まずは条例が重要なんですみたいな押し切ったほうがいい。

○小委員長（佐藤 武君） それなら、保留ですね、もうなしにします。

○副小委員長（岡崎達義君） そこらあたり、よう書いとして。

○小委員（大口浩志君） ここで言っていたのと、みんなの前で説明するのが違うがなということにならないように。

○小委員（治徳義明君） 何か言いそうだなあ。

何で市民が入らないのと言って。

○小委員長（佐藤 武君） 一番弱いのは市民だからと言わんように。

○小委員（大口浩志君） いやいや、それはおっしゃるとおりで、市民を入れよう言うたんですけどというて、みんなに却下されました。

○小委員長（佐藤 武君） これは保留というか、なしですか、もう。もうなしにしますか。

○副小委員長（岡崎達義君） 先ほどの局長が言われた、あれは入れる方向でいきましょうかな。

○小委員（福木京子君） 何ですか。

○小委員長（佐藤 武君） 休憩前に言われた……。

○副小委員長（岡崎達義君） 就業。

○小委員長（佐藤 武君） はい、就業。

○小委員（福木京子君） ここの部分ね。

○小委員長（佐藤 武君） そのまま入れますか。

○小委員（大口浩志君） 本人のみか。

○副小委員長（岡崎達義君） 本人のみでしょうね。

○小委員（大口浩志君） 嫁とか家族、親族はどうか。

○小委員（福木京子君） そりゃあ本人じゃろう。

○小委員（大口浩志君） でも、現実あったよ、嫁とか家族。

○小委員（福木京子君） どっか書いとったかな。条例の本に書いとったかな、いろいろ。

○小委員（大口浩志君） 余り細こう、細こう行き過ぎると、ある特定の商売をしておられる人は議員になれないみたいなことになってくる、その怖さはあるんですよ。

○副小委員長（岡崎達義君） だから、報告だけでいい、就業してますよ。

○小委員（福木京子君） 報告じゃあな、議長に報告。

○議会事務局長（元宗昭二君） 市からいったら、そこに発注しなければいいわけなんで、その代表者が議員の会社へ、そうすれば疑われないっていうのがあるんで。ただ、それが今はわからないっていう。

○副小委員長（岡崎達義君） そうなのか。

○議会事務局長（元宗昭二君） はい。

○副小委員長（岡崎達義君） 報告がない。

○議会事務局長（元宗昭二君） 報告がないので。

○小委員（大口浩志君） はいはい、そういうことか。

○議会事務局長（元宗昭二君） 社長ならわかるけど、そこの役員とか。

○小委員（大口浩志君） 一番怖いのがオーナーというやつだな。

○議会事務局長（元宗昭二君） ええ。

○小委員（大口浩志君） 表に出ない。

○議会事務局長（元宗昭二君） はい、そうですね。

○小委員（大口浩志君） これが一番厄介か。

○議会事務局長（元宗昭二君） はい。

○小委員長（佐藤 武君） とりあえず同じ文を入れます。

それから、市民の請求のはなし。

○小委員（福木京子君） なしですね。

○副小委員長（岡崎達義君） 審査、審査等の適否。

○小委員長（佐藤 武君） 審査等の適否。これは、審査等の適否は、福木委員かな。

○小委員（治徳義明君） 私です。

○小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。

○小委員（治徳義明君） 最初は、要は議長が審査請求を必要と認めたときはを入れるか、入れないかと思う話かなと思って書いてるんですけど。うちはなしにしたので、もともとの規定ではなしなのでいいんですけど、木更津のほうは審査請求を適当と議長が認めない限りしないみたいな話かなあと思うんですけど、どっちを選ぶか。要は4人が出したら、自動的に設置されるのか、それとも議長がフィルターかけるのか。

○小委員長（佐藤 武君） 議長は門前払いはしない、できないでしょうから。

○小委員（治徳義明君） 木更津のやつで、あれは門前払いとできますよ。適当じゃあないっていうと、議長が門前払いです。

○副小委員長（岡崎達義君） だから、公正中立で議長が立場を貫くのだったらいいけど。

○小委員（治徳義明君） そうそう。

○副小委員長（岡崎達義君） 会派で上げたら、何かの拍子に分かれてしまう場合があるじゃない。どこだったか知らんけど、ぴたっと分かれてしまった。和気もそうじゃな。ぱたっと分

かれてしまった場合は、そういうおそれが出てくるわな、議長に。

○小委員（治徳義明君） だから、もしそれを危惧されるんだったら、もともとの赤磐市の規定をそのまま使えば、自動的に議運で諮ると誰か言っていたけど。

○小委員（福木京子君） 木更津は議運で諮るんじゃ。それで、木更津は議運にかける。

○小委員（治徳義明君） 議運で。だから、門前払いせんじゃろう。

○小委員（福木京子君） 審査請求があったときには。

○小委員（治徳義明君） いやいや、文言だけで言うと、できますという話をしているだけ。

○小委員長（佐藤 武君） できるかな、文言だけで。

○小委員（治徳義明君） 文言で、そりゃあ。

審査請求を適当と認めたときはと書いてある、これ適当じゃありませんみたいな、議長が。議長がとなっているので、これを入れるか入れないかだけの話をしている。

○副小委員長（岡崎達義君） 議長は、これは議運に諮るということ。

○小委員長（佐藤 武君） 審査等の適否でしょ。

○小委員（大口浩志君） だから、まず木更津は議運で適否を諮って。

○小委員（福木京子君） そうなのか。

○小委員（大口浩志君） その後にその決定を受けて議長が設置という、手続論だけじゃないのか。

○小委員（福木京子君） そうそう、ここがうちは前、倫理規程でしたときに、もう即議長が許可して倫理審査会ができた、議運にかけずに。全部責任がその8人の議員に、それで報告をもう逐一して、議長に出して、そこで終わったんだけど。

○小委員（治徳義明君） うちは政治倫理審査会を開いたときに、するかしないかの賛否はとりましたよね。

○小委員（福木京子君） いいですか。だから、審査会で適否かどうかというのを……。

○小委員（治徳義明君） 審査会がしょうるが。

○小委員（福木京子君） まず一番にやったんか。

○小委員（治徳義明君） やった。

○小委員（福木京子君） その審査会がやった。だけど、それを今度は議運で諮るということになるかな、これ、適否については。そこが変わってくるんじゃないかと、そこをどうするか。どう思うのか。経験した者として。

○小委員長（佐藤 武君） 倫理審査会で適否について諮るのは、ナンセンスじゃな。

○副小委員長（岡崎達義君） ナンセンスじゃな。

○小委員長（佐藤 武君） 委員会まで設置して、ほんで、そこの場で改めてやりましょうというのはいもう。

○小委員（福木京子君） 何かなあ。

- 小委員長（佐藤 武君） はい。
- 副小委員長（岡崎達義君） 審査しないとね。
- 小委員長（佐藤 武君） そうそう、だからその前の、やっぱり。
- 小委員（治徳義明君） 赤磐市のやつがちょっと。
- 小委員（福木京子君） おかしい。
- 小委員（治徳義明君） やり方がおかしいということか。
- 小委員（福木京子君） さっぱりわからずにやったのにな。事務局のとおりにやってみただけ。
- 小委員（大口浩志君） 発議イコール設置だもんな。
- 小委員長（佐藤 武君） いい経験されました。
- 小委員（福木京子君） いい経験しましたね、本当に。
- 副小委員長（岡崎達義君） 議運に諮るっていうのも1つの方法だと思う。
- 小委員長（佐藤 武君） 諮ってもいいんじゃないのかな。
- 小委員（福木京子君） それで、そのときに、議運にその関係の議員がいた場合、その人はもうのけて。
- 小委員長（佐藤 武君） そうそう、それは書いとかなと。
- 小委員（福木京子君） 書いとったかな。
- 小委員長（佐藤 武君） もちろん。
- 小委員（福木京子君） それはきちっと書いとないといけない。議運で諮ると。
- 小委員長（佐藤 武君） もうこのままいけばいいじゃないですか、審査等の適否、木更津の分をいただきますと言って。
- 小委員（大口浩志君） いただきます。
- 小委員長（佐藤 武君） いただきましょう、もう。これでスピードアップしましょう。だんだんこうなるから、嫌なんよな。
- それで、委員長頼みます。
- 副小委員長（岡崎達義君） これをやって、それからもう1回、もうきちっと文言を含めて確認していけばいい。
- 小委員長（佐藤 武君） はい。
- それなら、この3項、4項もいくんですね。
- 副小委員長（岡崎達義君） はい、もうそのままいってみましょう、とりあえず。
- 小委員長（佐藤 武君） はい。
- 小委員（大口浩志君） 発議があったら議運で設置するかしないかを決めてから次へ行く。
- そういうことですか。
- 小委員長（佐藤 武君） そうです。

○小委員（大口浩志君） これは議運かなんかが設置しろと言ってくれたというのがあったほうがいいんじゃないですか。

○小委員長（佐藤 武君） ワンクッション置いて、議長に全面的に判断を任せるんじゃないなくて、議長もやっぱりその中の、議運に委ねるといふ部分が欲しいだろうし。

議運の委員さんは、当該議員は抜けるとしても皆さんの最終的には採決というか、多数決で決まるんだから、それでいいんじゃないですか。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） 委員の設置もこのままでいいよね。

○議会事務局長（元宗昭二君） さっきの4項だけちょっと、9ページの4項のところ。議長は前項の審査結果を議員による審査請求の代表者または市民によるですけど、市民をうちは抜いていますので。ですから、ここだけはちょっと抜いたほうがいいですね。

○小委員長（佐藤 武君） 代表者に通知する……。

○議会事務局長（元宗昭二君） はい、するものとする。それでちょっとまとめてみます。

○小委員長（佐藤 武君） 大口委員。

○小委員（大口浩志君） 審査請求というのが、仮に3人おったとします、4人か。

○小委員（福木京子君） 4人。

○小委員長（佐藤 武君） 議員ね。

○小委員（大口浩志君） みんな議運のメンバーだったらどうするんか。

○小委員（福木京子君） それは。

○小委員長（佐藤 武君） 議運は何人か。

○副小委員長（岡崎達義君） 7人。

○小委員長（佐藤 武君） 7人か。

○小委員（福木京子君） 4人が、それは。

○小委員（大口浩志君） 4人が設置請求者だったら、開く間もない。

○副小委員長（岡崎達義君） それはそれで仕方がない。

○小委員長（佐藤 武君） それはもう除くんだから、あと3人で決めてもらう。

○小委員（福木京子君） いやいや、みんな決めてれば。

○小委員長（佐藤 武君） 除くんじゃないの。

○小委員（大口浩志君） いや、除くというのは当該議員。

○小委員（永徳省二君） そうそう。

○小委員長（佐藤 武君） 当該議員か。

○小委員（福木京子君） だから、議運のメンバーで決める。

○副小委員長（岡崎達義君） そうか、それはもう仕方がないわな。

○小委員（福木京子君） その辺はしょうがない。

そういうのは賛成が多いのだが。

○小委員長（佐藤 武君） もう自動的に。

○小委員（福木京子君） そりゃもうないなあ。

○小委員（大口浩志君） 議運になったら変わるかもしれんし。

○小委員長（佐藤 武君） だから、4人いるから、議運を開かなくてもいいですというわけにはいかないですね。

はい、いいですか、審査会の設置。

○副小委員長（岡崎達義君） ここは8人以内になっている。うちも8人以内になっているわな。

○小委員（治徳義明君） ここにぐだぐだ書いてるのは、第三者を入れるか入れないのか、書き方が違いますよということを書いているので、入れないということにしたら、これでいいのだろう。

○小委員長（佐藤 武君） それなら、木更津の第11条でいいですか、木更津を赤磐市。

○副小委員長（岡崎達義君） 審査会の設置で8人、ここも8人以内でいいんだ。あとは手続になるね、委員長、副委員長の会議の招集、主催。

○小委員（治徳義明君） うちの規程では、委員長の互選とかそのようなことはなかったけど、木更津の条例ではきちっとあるんで。

入れた方がよいなら入れる、つくったほうがいいのであれば。

○小委員長（佐藤 武君） 第11条の木更津を赤磐に変える。

2もそのままでもいいですね、2項。

○副小委員長（岡崎達義君） 3項も4項もな。

あと、11ページの6じゃな、問題は。

○小委員長（佐藤 武君） はい。それなら、5までオーケーですね。

○副小委員長（岡崎達義君） 6まで。

○小委員長（佐藤 武君） え、岡崎委員、どこと言うたかな。

○副小委員長（岡崎達義君） 11ページの6。

○小委員長（佐藤 武君） 11ページの6ですか。

○副小委員長（岡崎達義君） だから、審査結果の報告をもって終了。

○小委員（治徳義明君） いいですか。

○小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。

○小委員（治徳義明君） 11ページの6なんですけど、この間もそうだったのですけど、これが議長に結果を報告したら、もう解散しちゃったら議場での報告もできないし、福木委員の前回の報告もできないし、何もできないですよ、もう存在自体が……。

○小委員（福木京子君） ない。

○小委員（治徳義明君） なくなってるので。これ非常に前回問題でしたよね、いろいろ。

○小委員（福木京子君） いいですか。

それはあったんですけど、木更津も同じになっている。木更津も同じじゃなかったかな。

○小委員（永徳省二君） 一緒です。

○小委員（福木京子君） よく読んだら一緒なんよ。その弁明の機会というのは、よく読んだら、14日以内に結論をその人に渡したら、14日以内に弁明があったら、その書面を添えて議長に出すというのがどこかあったんよ。それを今回されてないだけじゃ。私たちがわからなかったんかもわからんけど。それで、本会議で手を挙げたんじゃけど、もう消滅しとるからできなかった。だけど、弁明の機会はある。この本人に報告した後、2週間以内に。

○小委員（大口浩志君） それは赤磐市の規則に書いてあるのか。

○小委員（福木京子君） どこへ書いとったかな。

○小委員（大口浩志君） 今現在は、規則に書いてないとできない、もう。

○小委員（福木京子君） だから、それをちょっと書いてもらわないといけないと思って。どっか書いてなかったかな。だから、弁明の機会絶対要るわ。

だけど、それを倫理審査委員長が責任持って本会議で報告する方法がないなあ。

○小委員（大口浩志君） だから、これはもう内容を、普通の委員会審査と一緒に議長に報告するんだから、それを受けて議長がどうするかじゃ。

○小委員（福木京子君） そうなるんかな。

○小委員（治徳義明君） 恐らく、弁明じゃとかというのはその次では。審査、機会の審査よ。弁明じゃとか、何かそういうのを報告。

○小委員（大口浩志君） いやいや、じゃなくて、結果報告が出たことに対する弁明なんじゃから、またちょっと考えることは違う。

○小委員（治徳義明君） 結果報告に対する弁明か。

○小委員（福木京子君） どっかにね。

○小委員（治徳義明君） 赤磐市は希望されたじゃない。

○小委員（福木京子君） どこへ書いとったかな。

○小委員（大口浩志君） 議長が諮って、みんなが否決したんです。

○小委員長（佐藤 武君） だって、審査会の中で一切説明せずに、弁明の機会だけ求める言われても、説明もしないのに弁明はないでしょうと僕は思ったんだけど。

○副小委員長（岡崎達義君） 次のページの13ページの4のところへ、弁明の機会を求められたときは、その機会を保障しなければならないということで、現在赤磐市のあれには載ってません。

赤磐市の倫理規程にはありませんと書いてある。

○小委員長（佐藤 武君） 審査会において弁明したい。

○副小委員長（岡崎達義君） 審査会においてだからな。議場でか。

○小委員長（佐藤 武君） 議場じゃあない。

○副小委員長（岡崎達義君） 弁明ということではない。

○小委員（福木京子君） ない。それで、その審査の報告を議長に提出して、本人のところにもその報告書が行きます。それを見て弁明したい人は14日以内に議長に対して文書で弁明書を提出することができる、その場合には両方本会議で報告するというふうになってる。

○小委員（治徳義明君） 木更津がなってるのか。

○小委員（福木京子君） 木更津だったと思うんだけどな。

○小委員（大口浩志君） 今現在の赤磐じゃあないでしょう。

○小委員（福木京子君） 違う、赤磐じゃなくて……。

○小委員（大口浩志君） それを入れたらどうですかという御提案ですよ、今言われているのは。

○小委員（福木京子君） そういうことですね。皆気がつかなかったが、どっかへあった。

○小委員（大口浩志君） 16ページか。

○副小委員長（岡崎達義君） 16ページの3のところにあるな。

○小委員（福木京子君） そう、これこれ。木更津はしてるんだ。

○小委員（治徳義明君） 消滅するか、しないか。

要は赤磐市と木更津市の違いは何かというたら、木更津市はもう報告でおしまいですよ、赤磐市はおしまいなんだけど、その前に任期が満了したらちゃらですよみたいな、おしまいですよみたいなことを書かれてるから、赤磐は書いとるんです。その前に任期満了になったら、もうその政治倫理審査会は、もうちゃらですよ。

○小委員（福木京子君） そりゃあそうなんです。その問題と、今ここでちょっと。

○小委員（治徳義明君） いやいや、だからそれは後で規定しとるわけだから、後のときに話しをすればいい話じゃ。

○小委員（大口浩志君） だから、議運から振ってきているから、木更津はもう一遍議運に報告を戻すようになってる、16ページで。そこに弁明書が出てきたら、報告書とセットで出すという内容。

○小委員（福木京子君） あわせてこういうふう。

だから、通知があった人は14日以内に弁明書を議長に提出することができる、こうなってる。

○副小委員長（岡崎達義君） あとは、それでも木更津はようできとるなあ、そのあたりは。

○小委員（福木京子君） そこをちゃんとしとる。

○小委員長（佐藤 武君） その委員の任期が議長の報告と同時に終了するから、何か支障があるというたら、どういうことだったのか。

- 副小委員長（岡崎達義君） 議長に報告して、それで終わってしまったら、議場での……。
- 小委員（治徳義明君） 委員長の報告ができません。
- 副小委員長（岡崎達義君） 議場での委員長報告ができないよって福木委員が言われたんでしょう。
- 小委員（福木京子君） 私じゃない。
- 小委員（永徳省二君） いいですか。
- 小委員長（佐藤 武君） 永徳委員。
- 小委員（永徳省二君） だから、もしも具体的な例で言うと、前回で言うと、倫理審査会は議長に報告しました、その時点でもう倫理審査会は解散しました。本来議長が広報しますって書いてありますけど、議長のかわりに事務局長が代弁して読みましたと。それに対して、原田議員が異論、反論があったけれども、そういう場合は全く提供できないというか、なかったという話ですよ。
- 小委員（治徳義明君） 要は報告に対して質疑とか、そういうことまで。
- 小委員（大口浩志君） 質疑というよりは、内容が違うんで。
- 小委員（治徳義明君） これは異論、反論の異論。
- 小委員長（佐藤 武君） 常任委員会じゃなくて、そういう報告は、今回は局長がしたけれども、別に報告は議長にかわってしたわけであって、それで終わりだったね。
- 小委員（大口浩志君） 単に代読をただけじゃ。
- 小委員長（佐藤 武君） そうそう。
- 小委員（福木京子君） よろしいですか。だから、弁明の機会をここは保障しとるわけじゃ、この木更津はな。
- 小委員長（佐藤 武君） ただ、本会議じゃないよ。
- 小委員（福木京子君） 本会議じゃない。文書で議長に、公表する前、本会議でやる前にな、弁明書を議長に提出する。出た場合は、その両方を本会議で公表するというふうになるでしょう、ここは。
- 小委員（大口浩志君） 本会議じゃないか。
- 小委員（福木京子君） 本会議じゃあない。
- 小委員（大口浩志君） 公表だ。
- 副小委員長（岡崎達義君） それはいいんだけど、永徳委員が言うのには、議長に報告してしまったら、もうそこで委員会が済んでしまう、シャットダウンしてしまうから、それだったら委員会で報告しても、議場で報告しても、質疑も何もできないんじゃないですかということを書いてますよね。
- 小委員（永徳省二君） そうそう。
- 副小委員長（岡崎達義君） だから、議長に報告する前に、まだ何かそういう質疑する時間

がとられるべきではないかという話じゃあないのか。

○小委員長（佐藤 武君） それは議事運営の進め方。だから、議運の場か何か知らないけど。岡山市の場合を例にしたら悪いけど、全て議会で委員長報告をして、それについての…

○副小委員長（岡崎達義君） 質疑。

○小委員長（佐藤 武君） 質疑なりをやりますよという取り決めをして本会議でのやりとりがあるんだけど、赤磐市は報告、委員長から議長にしたら、もうそれで委員長から手元を離れたわけだから、本会議で委員長報告をしますということは一切言ってないから、それをしたいんだったら、その前に委員長報告をして、それに対する質疑をさせてくださいということを言わないといけない、逆に。

○小委員（永徳省二君） 委員会がね。

○小委員長（佐藤 武君） そうそう。

○小委員（大口浩志君） だけど、木更津の例を見ると、第三者が質疑をするようにはなっていない。本人だけ。

○小委員長（佐藤 武君） 弁明のことか。

○小委員（大口浩志君） はい。

○副小委員長（岡崎達義君） ただ、この間原田議員が言ったのは、私のことを書いてるけど、私のことを書いてるのは不当なことを書いてるっていうことで、間違いだっていうことで手を挙げてしゃべらせてくれって言ったわけだから、そこらあたりの救済措置はどうするかというところがあるわな、今の場合。

○小委員（大口浩志君） 基本的には情報を持っている人はありますか、手を挙げてちょうだいと諮られて、手を挙げた人が2名でしたということでしょう。

○副小委員長（岡崎達義君） それでその場合、その原田議員の場合が、結局きちっとした情報提供をされたんだけど、その情報提供について報告が間違ってたということ、その場合にはどういうふうに。

○小委員（永徳省二君） いいですか。決して報告が間違っていたわけじゃないんです。ちゃんと原田議員を呼んだんです。呼んでも、そこにいたけど、出なかつただけで、反論も何も倫理審査会の中ではしなかったと、彼女は。だから、彼女を僕は正しいとは思ってません。はっきりと間違っております。けれどもという話。けれども、倫理審査会が議長に返してしまったら、もうその時点で終わっちゃうんでしょうという話です。

○小委員（治徳義明君） それで、今の委員長の話では、手続上できるという話でしょう。

○小委員長（佐藤 武君） これは。本会議の……。

○小委員（治徳義明君） 要望をすればできるという意味か。

○小委員長（佐藤 武君） そうそう。できるか、できないかは議運で判断なり。

- 小委員（大口浩志君） まだこれから取り決めをしたらでしょう。
- 小委員（治徳義明君） いやいや、だから、希望を出せ、こうなるとたとしても、審査会からきちっと議長に要望して、させてくれみたいな話になったらできるってさっき言っていたが……。
- 小委員長（佐藤 武君） いや、できるかできないかはどうか、岡山の場合は議運でちゃんとかうこうでさせてくれと、それが認められたら……。
- 小委員（治徳義明君） 認められたらできる。
- 小委員長（佐藤 武君） 議長がだめだと言ったら、もうできないということですね。
- 副小委員長（岡崎達義君） そこらあたり、委員長、ちょっと何か書いといて。条例にどこかへ入れるんだったら。
- 小委員長（佐藤 武君） 条例にか。うん、そうじゃなあ。
- 副小委員長（岡崎達義君） そのほうがわかりやすい、口で説明されるよりは。どこかに入れるような。
- 小委員長（佐藤 武君） ただ、議運で協議して決定するという扱いになってないじゃないですか、今はね、赤磐は。
- 小委員（福木京子君） はい、これからじゃな。
- 副小委員長（岡崎達義君） だけど、今回議運で審査会を開くことを決定するんだったら、一旦議運に投げるんだったら、報告も議運に一旦。
- 小委員（福木京子君） 出さないと、いけんかもなあ。
- 副小委員長（岡崎達義君） 出さないといけんだろうな。
- 小委員（大口浩志君） 議運に報告書を出すようになる。なるんじゃないか。
- 小委員（福木京子君） 報告するようになる、議運に。そこで議論なら。
- 副小委員長（岡崎達義君） だから、議運に報告書を出して、そこでどういう形であるかというのを協議してもいいわな。本会議のときに反論があれば、反論をさせる。弁明があるんだったら、弁明させる。そういう議論もできるし、いや、もうそんなことはやめとこうという議論もできるし。
- 小委員長（佐藤 武君） ただ、何回も言うけども、さっき永徳委員も言ったように、説明は一切せず、両方ね、SさんもHさんも一切せずにブログでは好きなことを書いて。
- 副小委員長（岡崎達義君） それはもうしかたないわ、それでも。どうしようもないわな。
- 小委員長（佐藤 武君） 弁明がどうだこうだといって。
- 副小委員長（岡崎達義君） だから、そこは議運でやっぱり報告を言うのがありました、その弁明、本会議での弁明はできませんということを議運で決めてる。
- 小委員長（佐藤 武君） できませんというか、議会運営委員会で決定するということね。
- 副小委員長（岡崎達義君） そういうことです。

だから、一旦議運のほうに返しますということを治徳委員、書いとって。

○小委員（福木京子君） だから、こちらの木更津でしょ。

○小委員（大口浩志君） 全部、治徳委員、自分が説明するんよ。私は関係ないわという空気を今出していたけど。ここでしてるやつは皆言うんよ、突っ込まれたら。

○小委員（福木京子君） だから、これは木更津のだから。

○小委員（大口浩志君） 今、福木委員や永徳委員が想定問答をばんばん投げてくれてるんじや。

○小委員（福木京子君） 議運で報告したら、そこで議論になるよ。

○小委員長（佐藤 武君） 当然、議長に返して、議長から議運に委ねるといふ形が一番いいのかなと思うんです。

○小委員（大口浩志君） こういう場合の公表というのは、本会議ということか。それとも、正式な広報紙という意味か。

○小委員（福木京子君） 広報へも載ったろう。

○小委員（大口浩志君） ホームページへの掲載。

○小委員（福木京子君） 両方載ったでしょ。

○小委員（永徳省二君） 前回両方でしたからね。

○小委員（福木京子君） 大事なのが、やっぱり傍聴が来ているときにきちっと。

○小委員（大口浩志君） 本会議ということか。

○小委員（福木京子君） 本会議で公表するというのが普通ですね。それを議会広報紙に載せるとか。

○小委員（大口浩志君） だけど、木更津の場合だったら14日以内にといいくくりがあるから、報告書を受けても14日間は表に出したらあかんということじゃな。

○小委員（福木京子君） そりゃそうじゃ。

○小委員（大口浩志君） だから、審査委員の人はこうなった、こうなったと言い回ったら、こりゃ言われることよな。

○副小委員長（岡崎達義君） 14日以内だから。

○小委員長（佐藤 武君） いや、言えばいいでしょう、すぐ出しても。

○小委員（福木京子君） それはその報告が出たら、もう公になったんだから、それにこのことをみんなで理解して……。

○小委員（大口浩志君） いやいや、合わせて公表だから。

○小委員（福木京子君） そうじゃ。

○小委員（大口浩志君） だから、例えば報告書だけが先行して、弁明書が後追いというのだったら不公平感が出るのか。セットで出ていかないと。

○小委員（福木京子君） 本人にその報告書が手元へ届くということは、ほかの議員にも届け

るということでしょう。本人だけに届けるのかな。だから、審査委員はわかるわな。だから本人もわかるわな。あとの議員は知らされてないことになるわけです。

○小委員（大口浩志君） だから、14日間は審査した人たちは小声ということじゃろう。

○小委員（永徳省二君） いやいや、いいですか。

○小委員長（佐藤 武君） 永徳委員。

○小委員（永徳省二君） そのの、要は16ページの2ですよ、2にその概要を公表することを、この場において審査対象議員から自己の弁明書の提出があったときは、当該弁明書と合わせて公表するだから。

○小委員（福木京子君） そうじゃな。

○小委員（永徳省二君） 一緒にですよ。だから、それまで公表しないんです。

○小委員（福木京子君） そういうことだ。

○小委員（大口浩志君） だから、14日間は待たないといけないということか。

○小委員（永徳省二君） そういうことです。

○小委員（大口浩志君） 木更津はそういうことですか。

○小委員（福木京子君） そういうことよな。

○小委員（永徳省二君） はい。

○小委員（大口浩志君） だから、報告書だけが先にばっとやったら、イメージだけがいつてしまうから。

○小委員（永徳省二君） 14日間とは限らず、弁明書がくるまでという、来た瞬間に出せるという。

○小委員（大口浩志君） だから、最高14日待ったら、15日目にはいけるといふ。

○副小委員長（岡崎達義君） そういうことじゃな。合わせてじゃからな。

○小委員（福木京子君） だから、通知だけ、対象者には通知をするんじゃ。

○小委員（大口浩志君） いや、その通知云々言うのは、来るのを14日間は待たないといけないな。

○小委員（福木京子君） 待たないといけないか。

○小委員（大口浩志君） だから、その間審査委員の方々は、口々にあんなったこうなつたと言うたら、こりゃ……。

○小委員（福木京子君） できんということだな。それでも、審査委員会も公表されとるわけだから。

○小委員長（佐藤 武君） おかしくないかな。

○小委員（福木京子君） 審査委員会も公表だからな、傍聴者がもうこの結果報告が出たよというのわかるはずです。

○副小委員長（岡崎達義君） 要するに、これはおかしいけど、14日以内までに弁明書も出し

なさいということなんです。

○小委員長（佐藤 武君） そう思うよ。

○副小委員長（岡崎達義君） だから、14日以内に弁明書を出して、この弁明書が出たときに公表しますよという話なんじゃ。

○小委員（福木京子君） 本会議などがあった場合は、そこで一緒にすることになる。

○副小委員長（岡崎達義君） だから、14日を待って弁明書が出なければ、結論だけ公表していきますということだな。

○小委員（福木京子君） 審査委員会は、もう公開だから。

○小委員長（佐藤 武君） あわせて公表というのがおかしいだろうか。

○小委員（大口浩志君） それはやっぱりA論、B論、表記という、片一方だけが先に走るとするのは防ぐようにしてあるということだろう。

○副小委員長（岡崎達義君） だから、14日以内に弁明書を出すんだったら出しなさいと言うてることで、出した時点で……。

○小委員（福木京子君） 両方公表か。

○副小委員長（岡崎達義君） 両方公表ということです。

○小委員（福木京子君） 一方では、でも倫理審査会は公表されてるんだけどね。

○小委員（治徳義明君） その正式なという話だから。

○小委員（福木京子君） 出せるのだから、正式なのは。

○小委員（治徳義明君） していたって、関係ないわな。正式に議長がきちっと公表するんだから。

○副小委員長（岡崎達義君） 守秘義務をこれに書いてるわけだから、だから勝手に。

○小委員（大口浩志君） だから、言っていたら、委員さんが。

○小委員（福木京子君） だから、守秘義務だけれども、そうしたら非公開でしないといけな
いのでは……。

○小委員長（佐藤 武君） そんなことはない。

○小委員（福木京子君） 傍聴者がいるが、審査委員会公開だから、聞いているわけ。そうしたら、この聞いた人にもそうしたら黙ってくださいよと言わないといけん。だから、それをさせないためには、秘密会でしないといけんわな。

○小委員長（佐藤 武君） 報告書は言わないと思うけど、それは。

報告書の文案ではないでしょう、やりとりでしょう。

○小委員（福木京子君） いや、あれ最後は全部読んだよな。

○小委員長（佐藤 武君） 読んだよ。

○小委員（福木京子君） 読んだから、公表されたんじゃ。

○小委員長（佐藤 武君） ああ、そう。

- 小委員（福木京子君） 傍聴者もいたし、その時点で公表じゃ。
- 小委員（治徳義明君） 公表なんだけど、現実的に議長がきちつと言わん限り、正式発表ではないのではないか。
- 小委員（福木京子君） 委員会のあれだけどな。
- 小委員長（佐藤 武君） ただ、そのものが14日以内に出すと、弁明書を提出することができただけど、例えばそれだったら、本会議の最終日が近づいていますよと、そのときには14日間待った感があるのに、最終日がその真ん中ぐらいだったときに、本会議では報告できないことになる。
- 小委員（福木京子君） できないね。
- 小委員（永徳省二君） 次の本会議。
- 小委員（福木京子君） 気が抜けて……。
- 小委員長（佐藤 武君） そりゃもう気が抜けるわな。だから、どう見るのがいいかな。
- 小委員（福木京子君） 1週間以内とか、そういうわけにいかないのか。
- 小委員（大口浩志君） いや、そうなりません。
- 小委員（福木京子君） ならないか。
- 小委員（大口浩志君） これはもうつくってる当事者にちょっと問い合わせをしてもらって、木更津に。
- 小委員（永徳省二君） いいですか。
- 小委員長（佐藤 武君） 永徳委員。
- 小委員（永徳省二君） だから、14日っていうのを別に14日にする必要はなくて。
- 小委員（福木京子君） そう、そういうこと。
- 小委員（永徳省二君） 3日とか、5日とか。
- 小委員長（佐藤 武君） 3日じゃ無理とかと言って……。
- 小委員（福木京子君） 本人が一番あれじゃからな、もう。
- 副小委員長（岡崎達義君） 3日では無理だから、1週間ぐらい。
- 小委員（福木京子君） それのほうがええかね。その場合は、本会議が。
- 小委員長（佐藤 武君） そうそう、1週間も長いよ。
- 小委員（福木京子君） どうするかよな。
- 小委員長（佐藤 武君） 局長、どう思いますか。
- 議会事務局長（元宗昭二君） そうですね。
- 小委員長（佐藤 武君） それで、まだ1週間あるから公表するわけにはいかないと。だから、このたびの本会議までには報告できないので、次に回しますといたら、本当気の抜けたビールじゃないけど。
- 小委員（福木京子君） それはちょっとおかしいわな。

- 小委員長（佐藤 武君） それどうしてるのかと、いうことになるし。
- 小委員（大口浩志君） そこらへんはどうしてるのかな、木更津は。
- 小委員（治徳義明君） そんなにないんじゃないか。
- 小委員（福木京子君） そりゃないわ。
- 小委員長（佐藤 武君） そんなにないけども、ある程度その点。
- 小委員（大口浩志君） どうしててるのかというか、どういう解釈をしてるのか。
- 小委員（治徳義明君） ああ、そういう意味か。
- 小委員（大口浩志君） 今みたいな議論を絶対に行っていると思うよ。
- 小委員（治徳義明君） そりゃしているじゃろう。
- 小委員長（佐藤 武君） だから、議会に報告しないのかもしれない、ひよっとしたら。
- 小委員（福木京子君） もう公表だけで。
- 小委員長（佐藤 武君） そう。
- 副小委員長（岡崎達義君） 議会だよりみたいなのでぴよんと載せるのも公表じゃろうな。
- 小委員（福木京子君） どうしてもというなら。
- 小委員長（佐藤 武君） それでいいけど。
- 小委員（大口浩志君） そうそう、かえって本会議でしゃべるよりは、そのほうがいいんじゃないのか。
- 副小委員長（岡崎達義君） 本会議でしゃべらないのかもしれないね。
- 小委員長（佐藤 武君） そう思いますね。
- 小委員（福木京子君） 聞いてみる価値はあるかもしれない、ここを。まあ1週間でいい。
- 小委員長（佐藤 武君） どうしましょうか。
- 小委員（大口浩志君） そういうことで、先進地に確認をとったところって言われるで。
- 小委員（福木京子君） 1週間にしておけばいい。
- 小委員（治徳義明君） これは言いそうですね。
- 小委員（永徳省二君） いいですか。
- 小委員長（佐藤 武君） 永徳委員。
- 小委員（永徳省二君） どちらにしよ、議会に報告しないと仮定しても、赤磐市の場合、議会だよりは3カ月に一遍しか出ないわけですから、結局どっちにしても気の抜けたビールになっちゃうんです。
- 小委員（福木京子君） 速やかにやっぱりしないとなあ。
- 副小委員長（岡崎達義君） 中には気の抜けたビールが好きな人もいる。
- 小委員長（佐藤 武君） ただ、反論するわけじゃないけど、議会だよりはその編集作業や校正など、完成までの期間がどうしても必要だということで区切られるけど、本会議は、本会議も区切った時期にあるんだけど、そのときのタイムリーなことをやらないとおかしな話であ

って。

- 小委員（治徳義明君） 何か設置するときに、委員がその辺を考えてしてるかもしれない。
- 小委員長（佐藤 武君） いつ発生するかわからないのか。
- 小委員（治徳義明君） いやそうではなくて、なったときに、この期間を。
- 小委員（大口浩志君） だけど、それは無理じゃ、それはみんなで、それならあなたは何月何日に来てください、その日はあきまへんとなったら、すぐずれていく。
- 小委員（治徳義明君） そりゃそうなんだけど、計算しながらしているかもしれない。
- 小委員（大口浩志君） それは相手も計算する。
- 小委員（治徳義明君） 相手もな、相手もするか。
- 小委員（福木京子君） やっぱり1週間ぐらいにしていたほうがいいかもしれん。14日というのは、もうちょっと短くして。
- 副小委員長（岡崎達義君） 2週間じゃ。
- 小委員長（佐藤 武君） 議長が。
- 副小委員長（岡崎達義君） 1週間と言ったのか。
- 小委員（福木京子君） だから、1週間か。
- 小委員長（佐藤 武君） 議長としては、その本会議があればそれには絶対報告したいというのはあるかな。しなかった場合は、何でしないんだということになるし。
- 小委員（治徳義明君） しないということになったら、しないじゃ通らんわ、恐らく。
- 小委員長（佐藤 武君） そりゃそうです。
- 小委員（治徳義明君） いやいや、しませんという条例をつくったら、却下になるわ、やっぱり。
- 小委員長（佐藤 武君） 5日以内ぐらいにしときますか、1週間以内。
- 小委員（福木京子君） 5日ぐらいにしておけば。
- 小委員長（佐藤 武君） 5日ぐらいな。
- 小委員（福木京子君） それの日にちを見て。
- 小委員（永徳省二君） 私は3日で十分やと思います。
- 小委員（福木京子君） だけど、それは短いから。
- 副小委員長（岡崎達義君） 真ん中とって……。
- 小委員（永徳省二君） いやいや。
- 小委員（福木京子君） 5日ぐらいあったらいい。
- 小委員長（佐藤 武君） ただ、土日が入るからね。
- 小委員（永徳省二君） 倫理規程に違反するようなやつに、そんな余裕を与えたらだめ。
- 小委員長（佐藤 武君） ただ、土日あるし、祝日はあるから、3日となったら、土日が入って祝日が続いたら、3日間ないわけだから、やっぱり5日ぐらいにしとかなと。

- 小委員（大口浩志君） なかなか5連休はないか。3連休はよくあるからな。
- 小委員長（佐藤 武君） ゴールデンウィークはよくわからんけど。
- 小委員（大口浩志君） 3連休は沢山ある。
- 小委員長（佐藤 武君） これも本会議への報告という前提ですよ。
- 小委員（福木京子君） そうなりますね。
- 小委員（大口浩志君） だけど、あえて本会議と書いてないもんな。
- 小委員（福木京子君） 公表と書いてあるじゃろう、公表すると。
- 議会事務局長（元宗昭二君） その方法は、木更津市さんは、市議会ホームページ等を想定していますとしか書いてないんで。
- 小委員（大口浩志君） ホームページでな。
- 議会事務局長（元宗昭二君） としか書いてないから、うちでいえばホームページと広報でしよう。
- 小委員（大口浩志君） ホームページに何月何日に載りますから、ちょっと待ってちょうだいと。そりゃ広報紙よりは早いわな。
- 議会事務局長（元宗昭二君） そりゃ早い。
- 小委員（大口浩志君） それなら、公表というのは議会ホームページを想定しているのか。
- 議会事務局長（元宗昭二君） はい。
- 小委員長（佐藤 武君） 議会ホームページに載せろということになったら、また大変よ。
- 小委員（福木京子君） ホームページは早いよな。
- 小委員長（佐藤 武君） 定数をふやしてくれとって。
- 小委員（大口浩志君） だけど、ここまで細かくもまにゃあいけんという現状ということやな。
- 小委員長（佐藤 武君） はい、だから。
- 小委員（大口浩志君） いろんな想定をして。
- 小委員長（佐藤 武君） そういうことですよ、本当。
- 副小委員長（岡崎達義君） 木更津なんかは、公職選挙法なんかでも検討しているし、何やかんや全部検討してるしな。
- 小委員長（佐藤 武君） 検討してますって。
- とりあえず、これは5日以内。
- 小委員（大口浩志君） 法律的に、もしかしたら14というのが何か意味があるかもしれんな。
- 議会事務局長（元宗昭二君） その辺はちょっとわかりませんね。
- 副小委員長（岡崎達義君） きょうはそうしたら、これぐらいにしとこうや、委員長。
- 小委員長（佐藤 武君） そうしますか。

- 小委員（大口浩志君） 遅刻したから30分延長じゃ。
- 小委員長（佐藤 武君） そうですね、そうしたらまあ。でも、よく進みましたよね。
- 議会事務局長（元宗昭二君） ここはちょっと整理して、資料をつくってもらって、ここま
でいきましたというのをちょっと、やったほうがいいよな。
- 副小委員長（岡崎達義君） 送ってください。
- 議会事務局長（元宗昭二君） そうしましょうか。
- 副小委員長（岡崎達義君） そしたら確認できるし。
- 小委員長（佐藤 武君） またペーパーで、私はまた来ます。
- 副小委員長（岡崎達義君） 私は送ってください。
- 小委員（治徳義明君） 私もそれじゃあ、メール希望。
- 小委員長（佐藤 武君） はい。
- 議会事務局長（元宗昭二君） はい。
- 小委員長（佐藤 武君） そしたら一応確認できるし。
- 特に、ほかにこれだけというのはありますか。
- 小委員（永徳省二君） 14日以内でしょう、もしあれだったら聞くなりしてみて。あるいは
法的に何か根拠があるのか、民法上の何か弁明書を出せば14日以内とか、何かそんなことがあ
るかもしれん。
- 小委員長（佐藤 武君） それなら、事務局のほうから特に何かございますか。
- 次の予定と。
- 小委員（福木京子君） もう1回ちょっと、だから9月議会にというのが、百条の大体の目
安ですけど、ここは時間的にかかるけど、どのあたりをどういう風に考えていけばいいのか。
- 小委員（大口浩志君） 罰則規定みたいなのを入れるか入れないかで、大分それで違ってく
る。
- 副小委員長（岡崎達義君） 罰則規定は、それは規則のほうに。
- 小委員（福木京子君） 規則は後からつくってもいい。
- 副小委員長（岡崎達義君） 規則は後、施行規則。
- 小委員（福木京子君） とりあえず条例を早くつくるということか。
- 小委員長（佐藤 武君） それでも、同時が望ましいでしょう、それは。
- 小委員（福木京子君） そりゃあそうじゃなあ。
- 副小委員長（岡崎達義君） 罰則を入れてここまでというような、それから注意とかいろい
ろあっても、それをこの条例に中に入れるわけにはいかないから。それは審査会でどういうふ
うに判断するかっていうことで判断していくわけじゃから。もうここまで、こんなひどいこと
をするんだったら、それこそ辞職勧告だとか。辞職はできないというわけにはいかないわけじゃ
から、よっぽどひどいことでない限り、刑事罰で除名するとか。

- 小委員長（佐藤 武君） でも、賛成すれば除名できますからね、そりゃあ。
- 副小委員長（岡崎達義君） それも要するに、それこそ刑事罰が確定するとか、そういう場合は除名もできるけど、そうでない限り、除名したってまた審査会で県のほうへ出されたら。
- 小委員長（佐藤 武君） ひっくり返って復活しますからね、熊本じゃないけどね。
- 小委員（福木京子君） そのことについて、木更津は何か書いていたな、その文言。
- 副小委員長（岡崎達義君） それも規則に入っていると思う。
- 小委員（永徳省二君） いや、14ページに。一応何人以上の出席があつて、何人以上の多数じゃねえと、そういうことは決定できませんよというようなことは書いてます。
- 小委員（福木京子君） 書いとるな。それはきっちりな。これは入れないといけんな、もう現実問題。
- 小委員（大口浩志君） 要するに8人でしていたら、6人賛成しないとそういうのはできんということよな。
- 副小委員長（岡崎達義君） だから、例えばこれはどこだったか。
- いかほ市議会の議員倫理条例の規則のところへ、条例か、議長の措置という感じで条例には入っている。議長が審査会の報告を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められるときは、当該議員に対して議会の権威及び品位を重んじ云々と書いて、1、2、3、4、5まで。
- 小委員（福木京子君） それを入れにゃいけんな。
- 副小委員長（岡崎達義君） こういうのを入れるだろうから。
- 小委員（大口浩志君） 1、2、3、4、5の判断は議長がするようになるのか。
- 副小委員長（岡崎達義君） そうそう。
- 小委員（大口浩志君） そしたら、議長もしんどいな。
- 副小委員長（岡崎達義君） 議長名でするわけ。
- 審査して、審査でこう、例えば陳謝をすべきだというんだったら、それは議長名で陳謝の勧告。
- 小委員（福木京子君） そのかわり、3分の2のあれとか、そういうのがあつてでしょう。
- 小委員（大口浩志君） 報告書の中には、その陳謝すべきだと書き込むのか。
- 副小委員長（岡崎達義君） そういうこと。
- 議長名で議長から当該議員に指示及び勧告、議場で陳謝してくださいと。
- 小委員（大口浩志君） だけど、しないと云ったらどうするのか。
- 副小委員長（岡崎達義君） しない言ったら、もう1回審査会。そういうこともいろいろ、これから次に考えていきましょう。
- 小委員長（佐藤 武君） 次回の予定はどうですか。
- 次回は大体、またお知らせするというにすることにするか。
- 議会事務局長（元宗昭二君） そうしますか。結構いろいろ詰まっていますからね、ちょっと

慎重に日程決めないと、多分。だから、委員長、副委員長、事務局でちょっとらせていただければというところで。

○小委員（永徳省二君） できたら、予定を知りたいのですが。

○小委員（福木京子君） 早目にするか。

○議会事務局長（元宗昭二君） ですよ。

○小委員（永徳省二君） だって、本当に詰まってるので、ある程度わかったほうが。

○副小委員長（岡崎達義君） それでも、3月は無理でしょう。

○小委員長（佐藤 武君） 定例が。

○副小委員長（岡崎達義君） 定例が終わってからになるんじゃないか。定例中にはできないでしょう、もう。

○小委員長（佐藤 武君） 皆さんがやってもいいというのであれば、それは。

○小委員（永徳省二君） いや、定例のときのほうが、逆にスケジュールあけやすいですよ。

○副小委員長（岡崎達義君） 百条が入ってくる。

○小委員（永徳省二君） 百条はある程度決まっています。10日。

○議会事務局長（元宗昭二君） 10日は決まりました。

○小委員（福木京子君） そうそう3月10日、2月17日と。

○副小委員長（岡崎達義君） 百条は相談会も入ってくるしね。

○小委員（福木京子君） その前だけど、あるわな。

○議会事務局長（元宗昭二君） 例えばそれぞれの卒業式の午後とか。

○小委員（永徳省二君） そうそう、そういうパターンで。

○議会事務局長（元宗昭二君） そういうパターンだったら、ある程度見えますよね。

○小委員（永徳省二君） はい、13日の中学校卒業の午後とか。

○小委員（福木京子君） 入れてもらったほうがいいのかもわからんな。

○小委員（永徳省二君） 17日の幼稚園の。

○副小委員長（岡崎達義君） そこは任そう。

○小委員（福木京子君） 任すか。

○小委員長（佐藤 武君） はい、とりあえず。

だから、そのあたりの……。

○小委員（大口浩志君） 正副委員長と事務局で話をしてください。

○小委員（福木京子君） その辺でな、卒業式の後。

○小委員（永徳省二君） そういう感じで決めていただくと助かるんです。

○議会事務局長（元宗昭二君） わかりました。何かと重なったところでも、午後とかということ、はい。そうさせていただきます。

○小委員長（佐藤 武君） 百条がどうしても優先されるので。

○議会事務局長（元宗昭二君） 今日のところ、済いません。とりあえず11ページの5項ぐらいまでは、6項ぐらいからぐだぐだになったと思うんですけど。いきなりここから、多分16ページに飛んだと思うので、このあたりでちょっとまとめてみます。

○小委員長（佐藤 武君） ごめんなさいね。

それでは、次回はまたお知らせするというので、とりあえずきょうの委員会はこれをもって閉会します。大変御苦労さまでした。

午後3時30分 閉会